

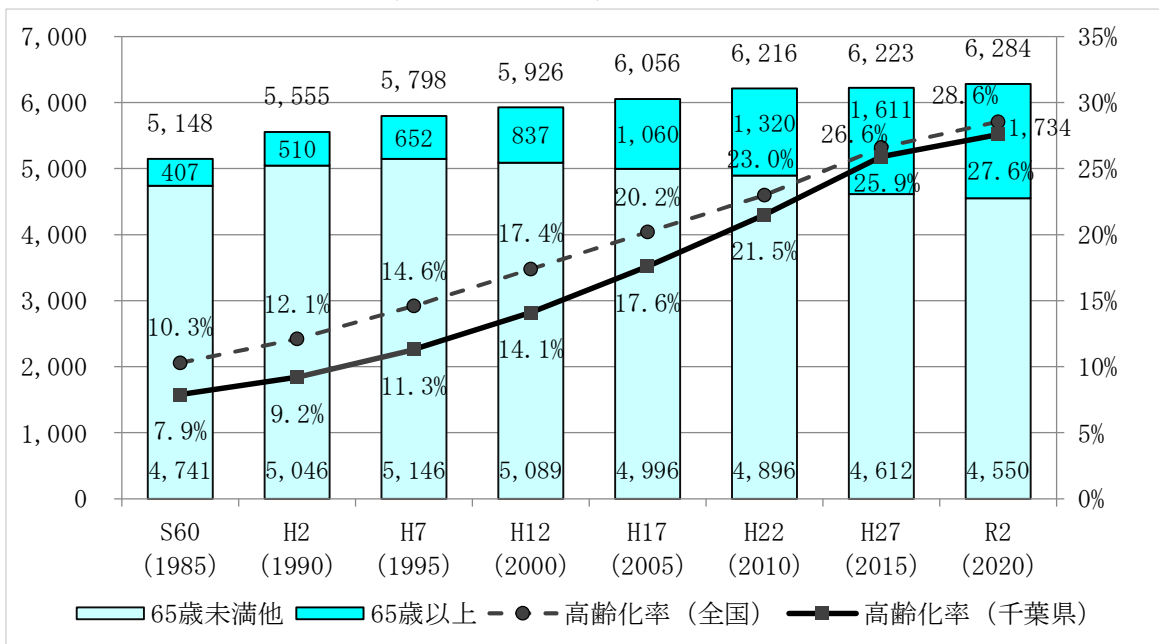
第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- 1 人口・世帯等の状況
- 2 支援を必要とする方々の状況
- 3 社会環境の変化
- 4 社会福祉法等の改正
- 5 県民の意識・活動状況
- 6 市町村アンケート結果

1 人口・世帯等の状況

- 医学・医療の進歩、公衆衛生活動の発展のほか、生活習慣及び社会環境の改善により、日本人の平均寿命が延びたこと等から、我が国では人口の高齢化が進展しています。我が国の高齢化の特徴は、少子化の傾向と相まって、世界に例を見ない速さで進行しています。
- 千葉県の高齢化率^{*}は27.6%で、全国では7番目に低い数値ですが、近年、徐々に全国平均(28.6%)との差が縮まっています。(図1)

(図1) 人口の推移・高齢化の進展(千葉県)



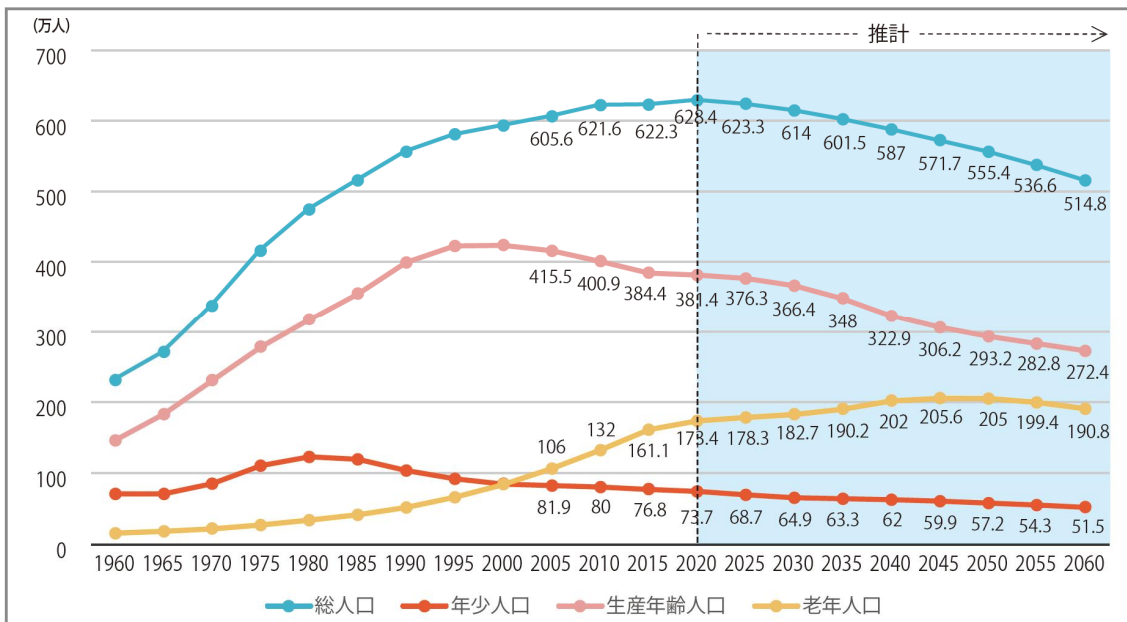
資料：総務省「国勢調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(1) 将来人口推計

- 我が国では人口減少社会の到来を迎えており、千葉県の人人口も、2011年(平成23年)には、少子化の進行に伴い、死亡数が出生数を上回る自然減となり、2021年(令和3年)には社会増^{*}による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入りました。
- また、2020年(令和2年)に約628万人であった本県の人口は、2060年(令和42年)には約515万人になると推計されています。
- また、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる2025年(令和7年)には、約3.5人に1人が高齢者となる見込みであり、総人口が減少する中であっても、高齢者人口(65歳以上)は2045年(令和27年)頃まで増え続け、高齢化率はその後も上昇する見込みです。(図2)

(図2) 総人口及び年齢3区分人口の推移(千葉県)



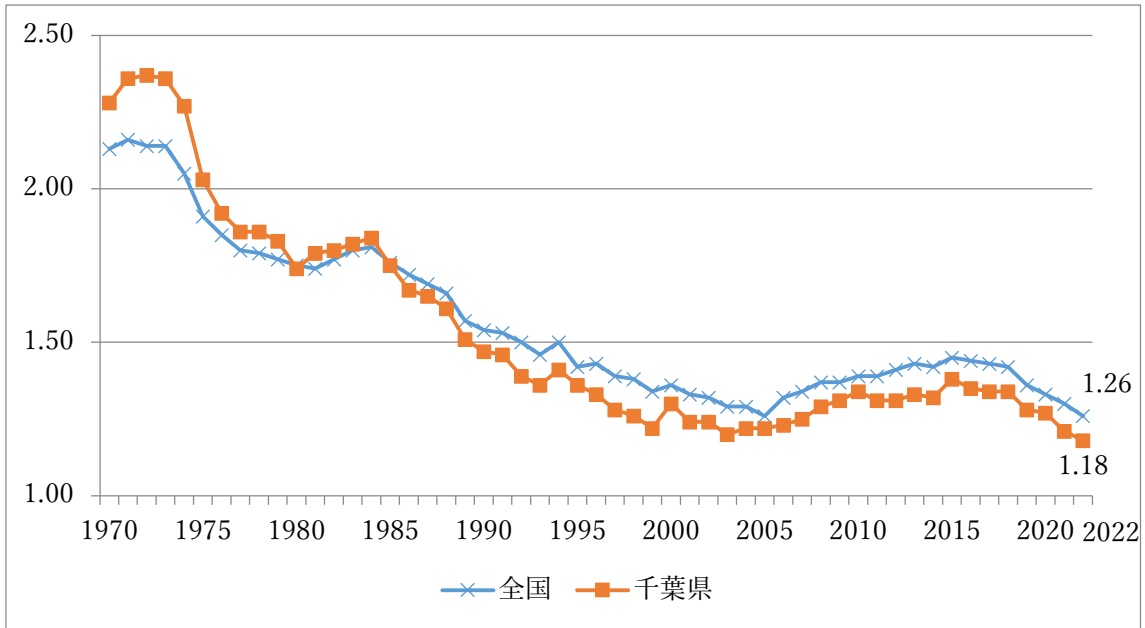
資料：1960年(昭和35年)～2020年(令和2年)は総務省「国勢調査」。

2021年(令和3年)以降は千葉県推計。

(2) 合計特殊出生率※

- 千葉県は合計特殊出生率は、1970年（昭和45年）代後半から低下傾向にあります。また、1985年（昭和60年）からは全国平均を下回る状況が続いており、2022年（令和4年）では1.18と、人口を維持していくのに必要な値とされている2.07を大きく下回っています。（図3）

(図3) 合計特殊出生率の推移（全国・千葉県）



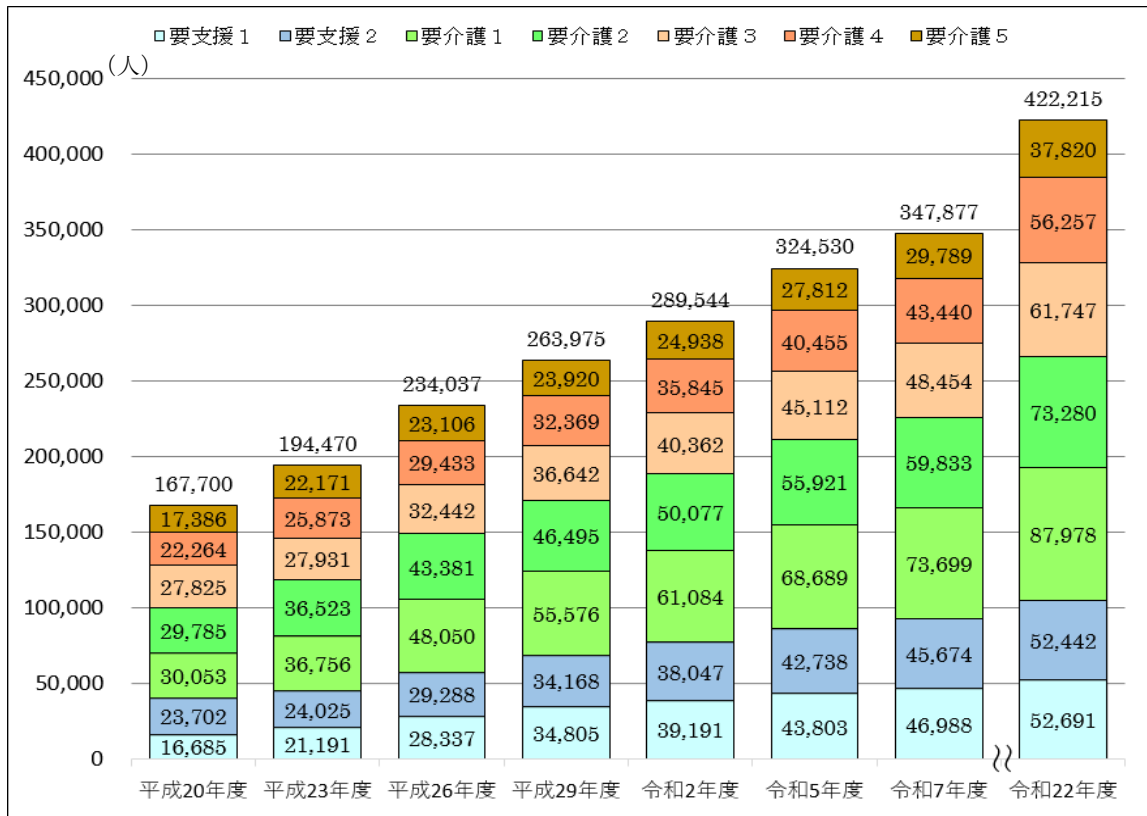
資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 支援を必要とする方々の状況

(1) 高齢者の状況

- 急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者数や認知症高齢者数も急激に増加することが見込まれています。
- 本県における要介護等認定者数は、2008年度（平成20年度）には約16万8千人でしたが、2020年度（令和2年度）には約29万人に、2040年度（令和22年度）には約42万2千人に増加する見込みです。
- このうち、要介護4又は5のいわゆる重度者は、2008年度（平成20年度）には約4万人でしたが、2020年度（令和2年度）には約6万1千人に、2040年度（令和22年度）には約9万4千人に増加する見込みです。
(図4)

(図4) 要介護等認定者数の状況と将来推計（千葉県）

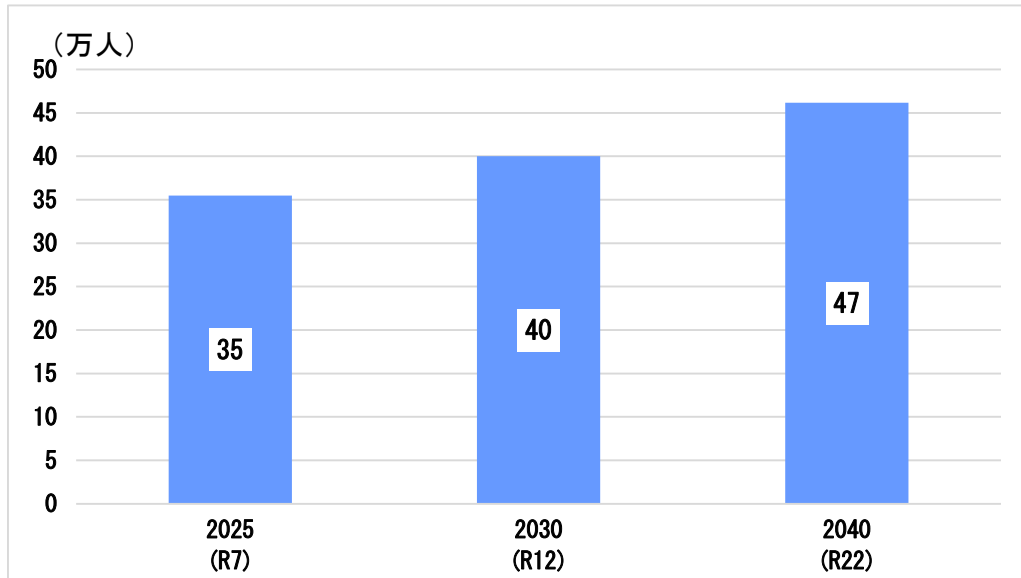


資料：2008年度（平成20年度）～2017年度（平成29年度）は介護保険事業状況報告（年報）。2020年度（令和2年度）は市町村の見込値の合計による。2023年度（令和5年度）、2025年度（令和7年度）、2040年度（令和22年度）は市町村の推計値の合計による。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- また、認知症高齢者も急増していくものと見込まれ、2025年（令和7年）の約35万人から2040年（令和22年）の約47万人へと、20年間で約1.3倍に増加するものと見込まれています。（図5）

（図5）認知症高齢者の将来推計（千葉県）

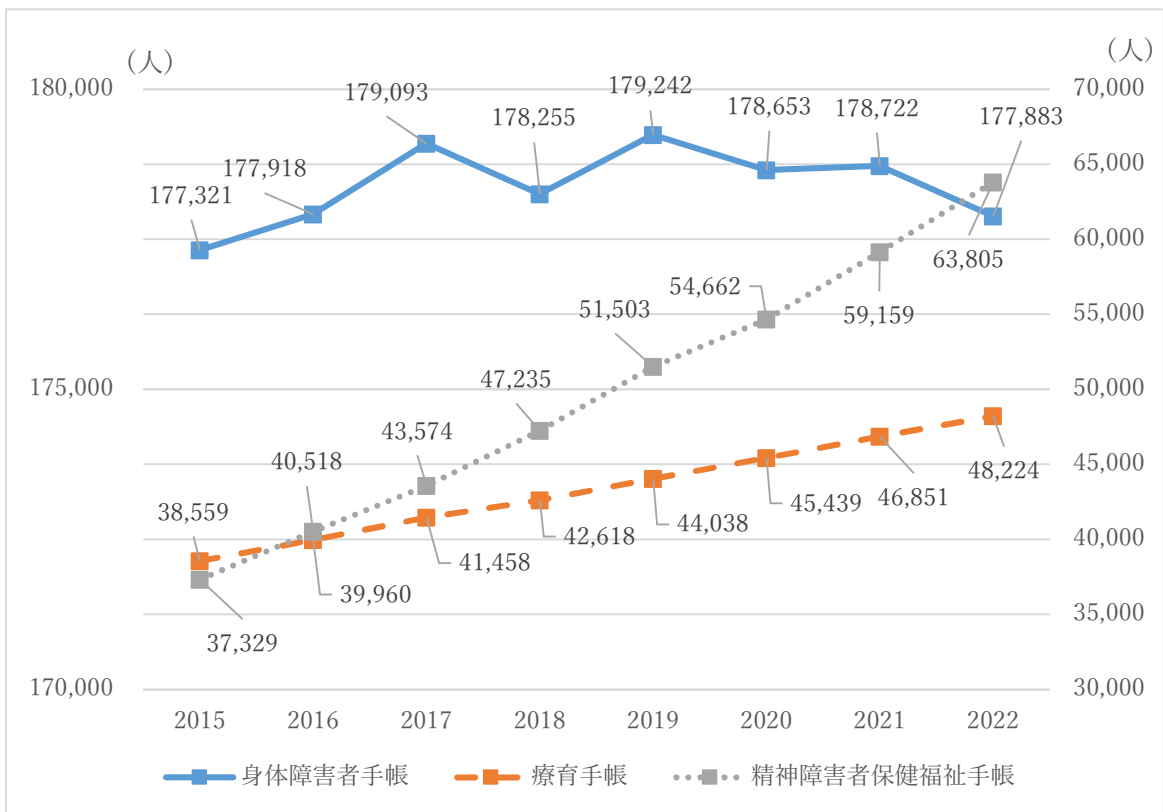


資料：2025年（令和7年）以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）による推計値（2025年（令和7年）の高齢者人口：179.1万人）」

(2) 障害のある人の状況（手帳の所持者数）

- 身体障害者手帳を持つ人は、2022年度（令和4年度）末時点で177,883人です。2018年度（平成30年度）末と比較して、全体で0.2%の減少となっており、近年では、ほぼ横ばいの傾向となっております。
- 療育*手帳を持つ知的障害のある人は、2022年度（令和4年度）末時点で48,224人です。2018年度（平成30年度）末と比較して、全体で13.2%増加しています。
- 精神障害者保健福祉手帳を持つ人は、2022年度（令和4年度）末時点で63,805人です。2018年度（平成30年度）末と比較して、全体で35.1%増加しています。（図6）

(図6) 障害のある人の手帳の所持の状況（千葉県）



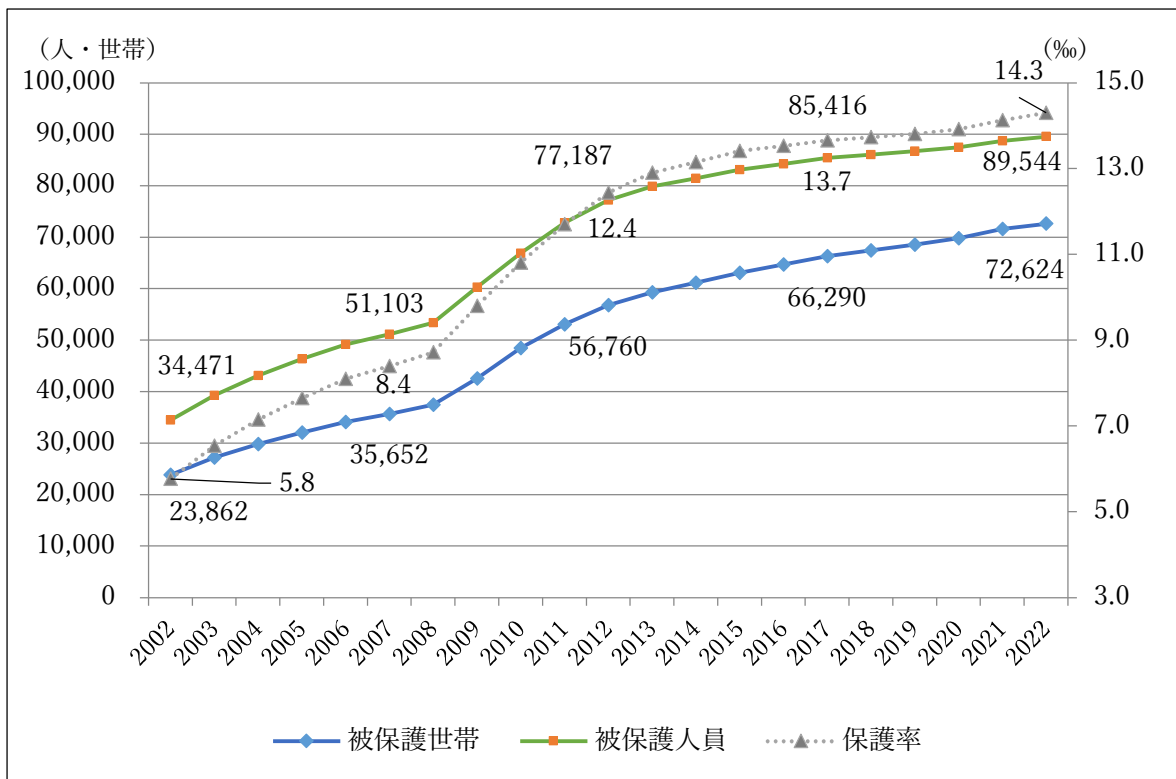
資料：千葉県障害者福祉推進課調べ

(3) 生活困窮者等の状況

ア 生活保護の状況

○ 社会経済の構造的な変化等により生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加していると言われています。2022年（令和4年）時点の千葉県の被保護世帯は72,624世帯、被保護人員は89,544人となり、10年前の2012年（平成24年）の56,760世帯・77,187人に比べ、大きく伸びています。（図7）

（図7）被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移（千葉県）

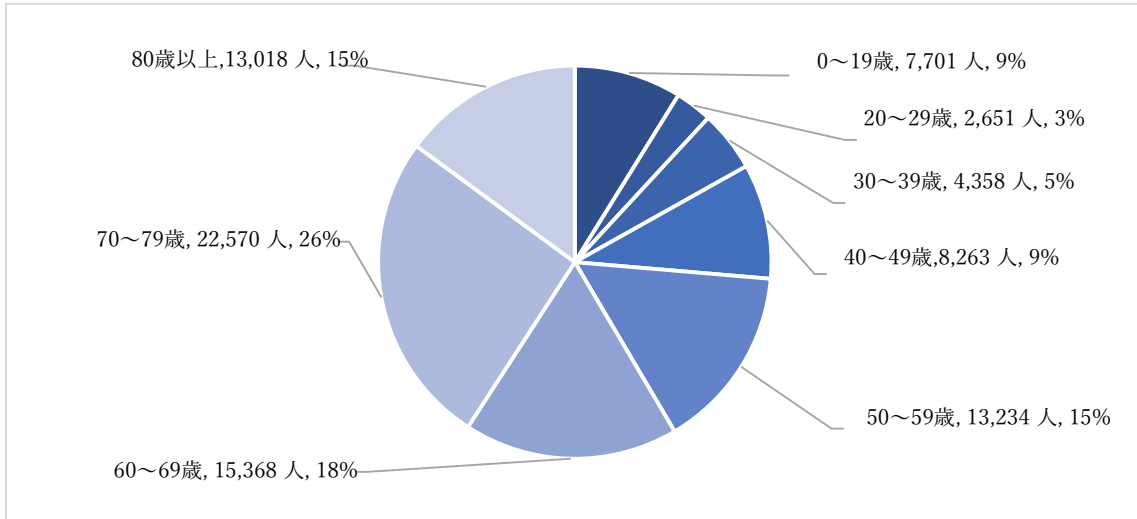


資料：厚生労働省「被保護者調査」（各年度1か月平均）。保護率を算定する人口は、千葉県毎月常住人口調査による（毎年4月1日）。

○ 2021年度（令和3年度）の千葉県の年齢別被保護人員は、60～69歳が15,368人（構成割合18%）、70～79歳が22,570人（26%）、80歳以上が13,018人（15%）と60歳以上の人が約6割を占めています。また、その伸びも近年大きくなっており、2011年（平成23年度）と2021年（令和3年度）を比較すると、70歳から79歳までは約1.6倍に、80歳以上は約2.5倍に増えています。（図8、9）

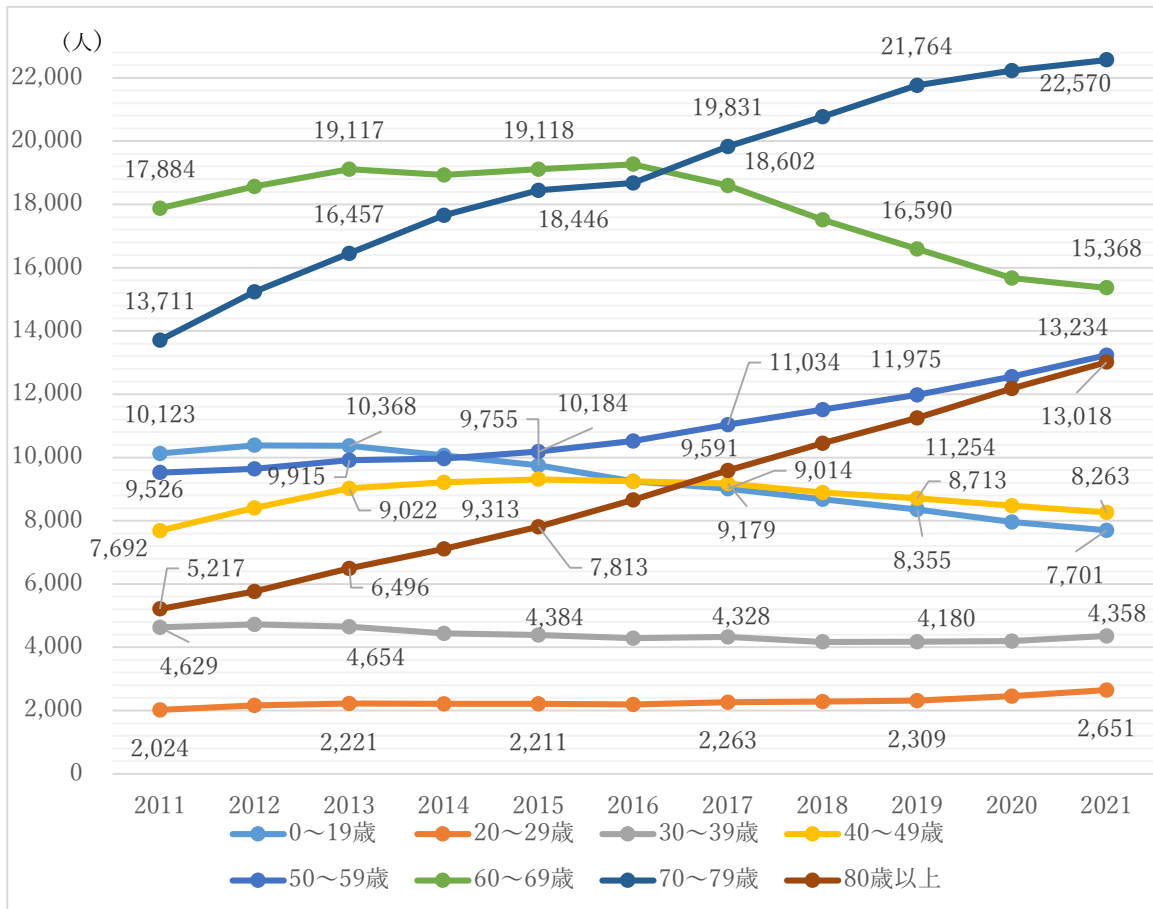
第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図8) 2021年度(令和3年度)年齢階層別被保護人員(千葉県)



資料：厚生労働省「被保護者調査」

(図9) 年齢階層別被保護人員の年次推移(千葉県)

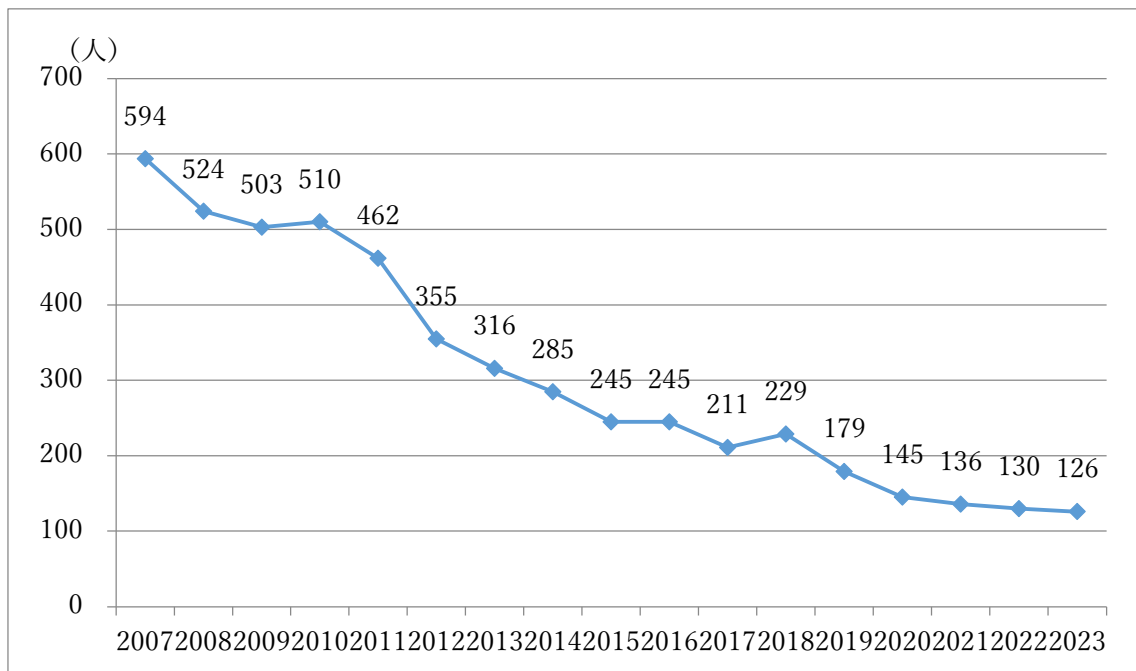


資料：厚生労働省「被保護者調査」

イ ホームレスの状況

- ホームレスについては、本県は近年減少傾向にあります。2023年（令和4年）では126人となり、2007年（平成19年）の594人の約2割まで減少しています。（図10）
- 一方で、厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果」によると、ホームレスの「高齢化」「野宿期間の長期化」の割合は増加しています。また、70歳以上の高齢者の割合は2016年（平成28年）調査と比較して2021年（令和3年）調査では約15%増加し、10年以上路上生活をしている人の割合も約5%増加しています。

（図10）ホームレスの実態に関する全国調査結果（千葉県）

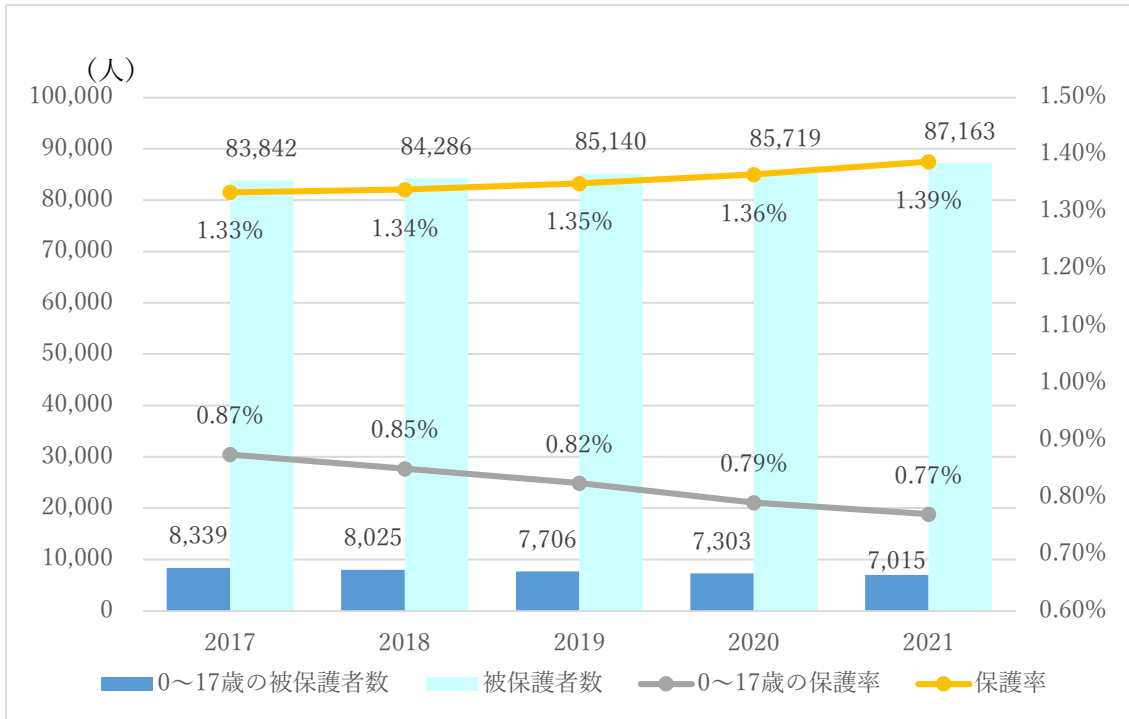


資料：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果」

ウ こどもの貧困の状況

○ 生活保護の受給者のうち17歳以下のこどもの数は、本県では2021年(令和3年)で7,015人となっており、保護率は0.77%です。2017年(平成29年)と比較して、生活保護の被保護者数が増加している中で、こどもの受給者は減少傾向にあります。(図11)

(図11) 生活保護を受給している全体の人数とこどもの人数(千葉県)

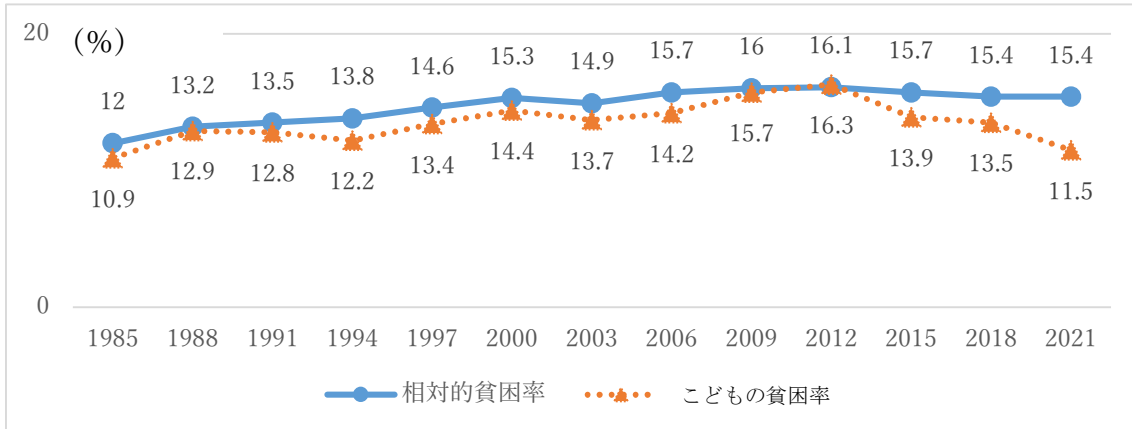


資料：被保護者調査(年次調査・各年7月末日現在)。人口は千葉県毎月常住人口調査による(毎年4月1日)。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

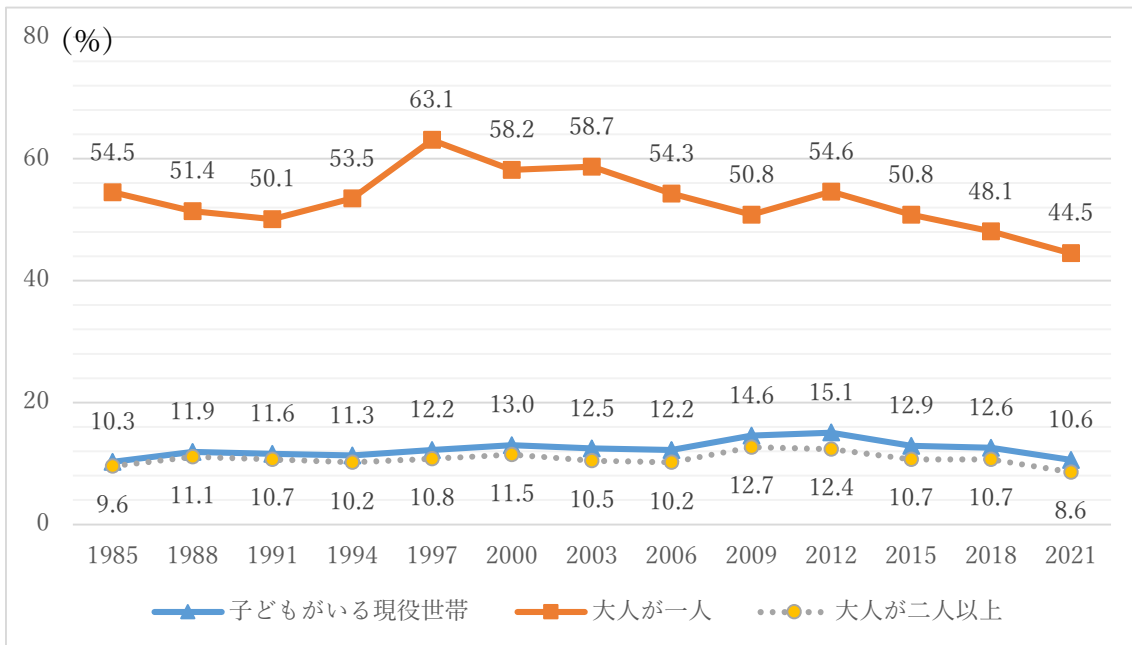
- 2021年（令和3年）の全国の子どもの貧困率^{*}は11.5%です。また、こどものいる現役世帯の貧困率では、大人が一人の世帯の貧困率が44.5%と高くなっており、大人が二人以上の世帯が8.6%なのにならべ、大幅に高くなっています。（図12、図13）

（図12）こどもの相対的貧困率の推移（全国）



資料：総務省「国民生活基礎調査」

（図13）こどもがいる現役世帯の貧困率の推移（全国）



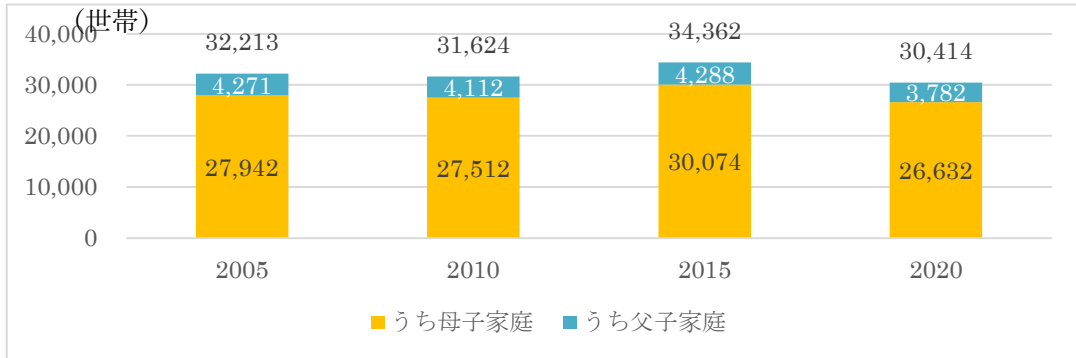
資料：総務省「国民生活基礎調査」

（注）：大人とは18歳以上の者、こどもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

エ ひとり親の状況

- 本県のひとり親世帯数は、2005年（平成17年）の32,213世帯から、2015年（平成27年）に34,362世帯と増加しましたが、2020年（令和2年）には、30,414世帯に減少しています。（図14）

（図14）ひとり親と未婚の子のみの世帯数の推移（千葉県）

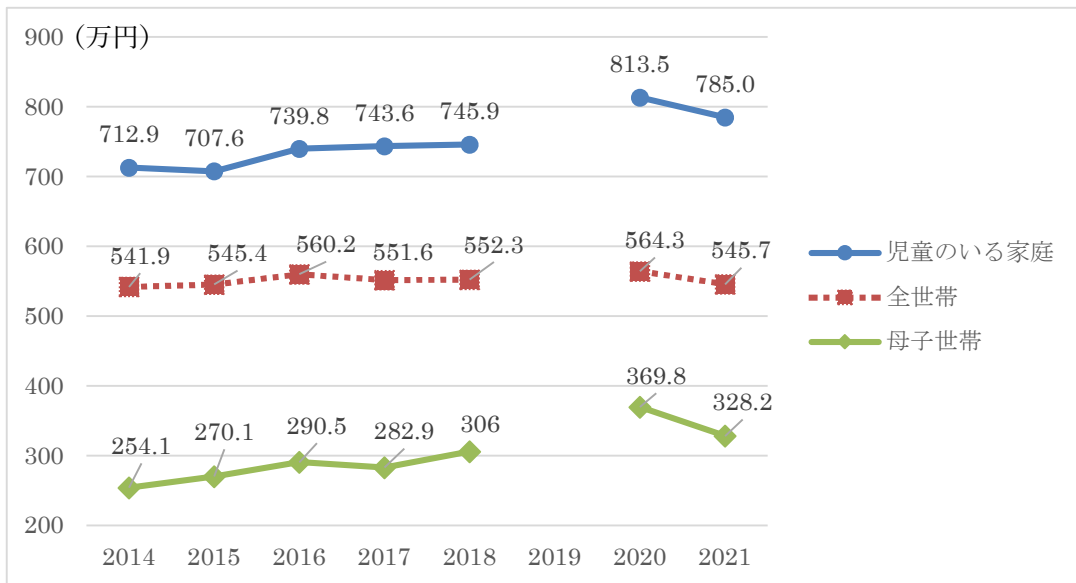


資料：総務省「国勢調査」

（注）：ひとり親世帯とは、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいう。

- 全国の母子世帯の平均年間所得をみると、児童のいる世帯とは大きな差があり、全世帯と比べても低くなっています。（図15）

（図15）全国の世帯当たりの平均年間所得の推移



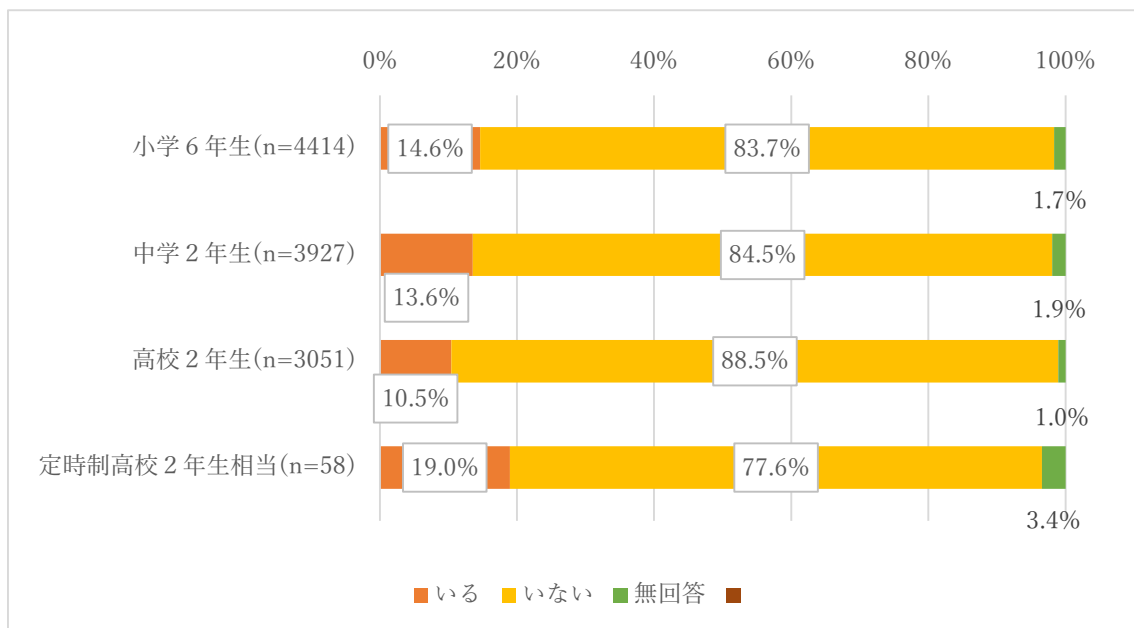
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

（注）：2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）が実施されていない。

(4) ヤングケアラーの状況

- ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間など、これらの「こどもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。
- 本県が2022年度（令和4年度）に実施した「ヤングケアラー県内実態調査」によると、お世話をしている人が「いる」と回答したのは、小学6年生が14.6%、中学2年生が13.6%、高校2年生が10.5%、定時制高校2年生相当が19.0%でした。（図16）
- 一方で、お世話している人が「いる」と回答したうち、「お世話について誰かに相談した経験がある」と回答したのは、小学6年生が8.2%、中学2年生が6.8%、高校2年生が9.1%にとどまりました。（図17）
- お世話にかけている時間（平日）の平均値は、調査対象とした小学6年生が2.7時間、中学2年生が2.3時間、高校2年生が2.5時間でした。（図18）

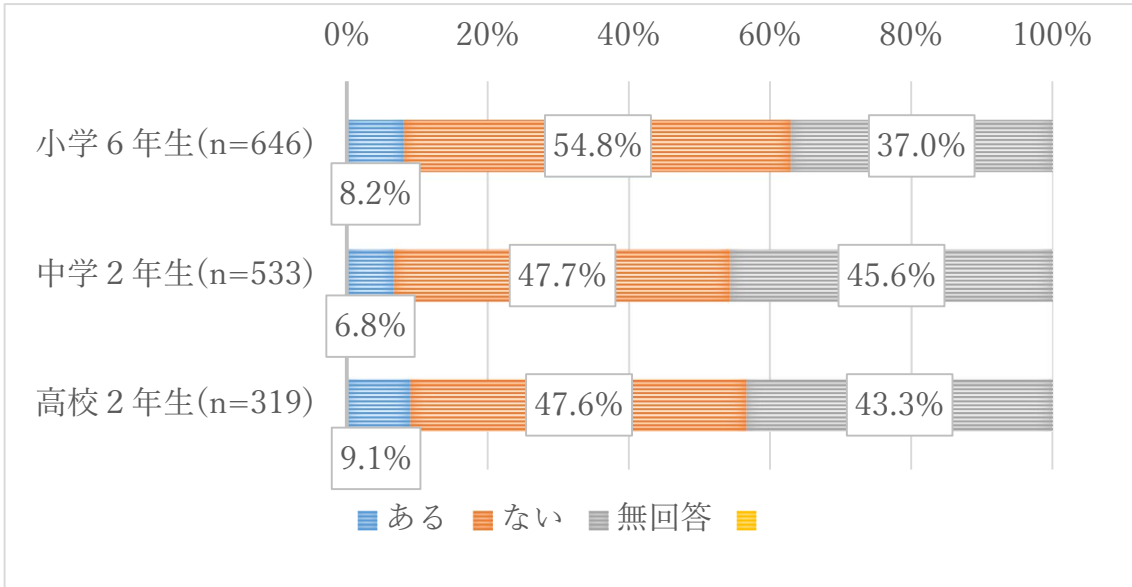
(図16) お世話をしている人の有無



資料：千葉県児童家庭課調べ

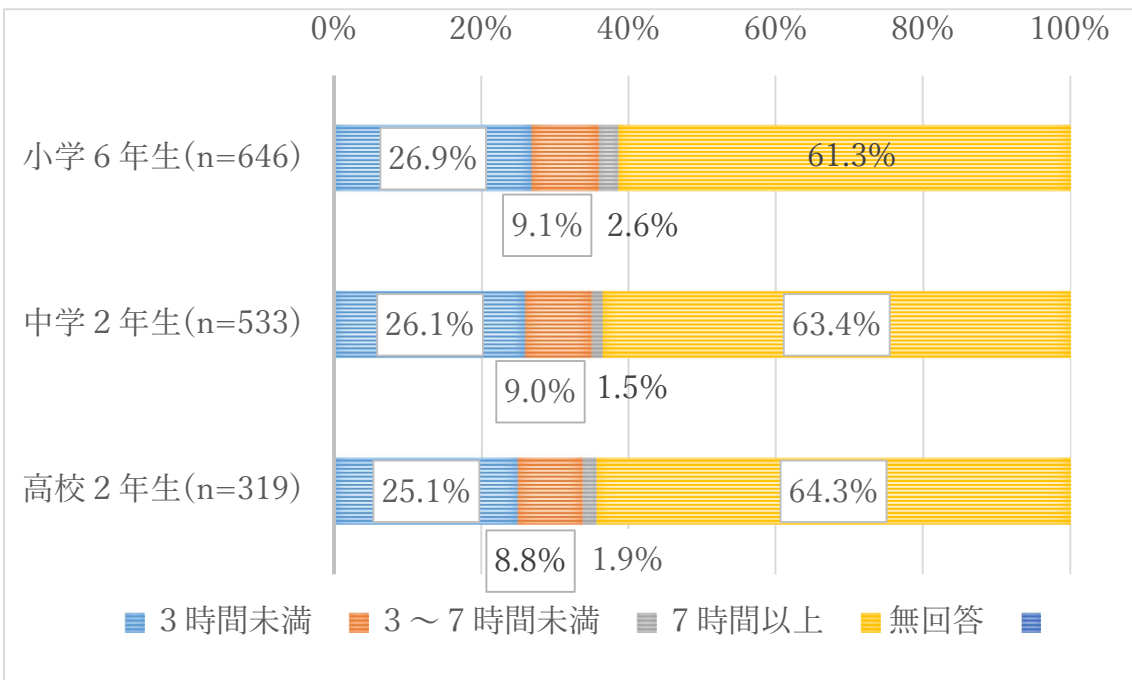
第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図17) 相談した経験の有無



資料：千葉県児童家庭課調べ

(図18) お世話にかけている時間(平日)



資料：千葉県児童家庭課調べ

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(5) ひきこもりの状態にある人の状況

- 内閣府が2022年度（令和4年度）に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態にある人は、満15歳から満39歳までの人で2.05%、満40歳から満64歳までの人で2.02%、全国で約146万人いると推計されています。（表1）

（表1）ひきこもりに関する状況等（全国）

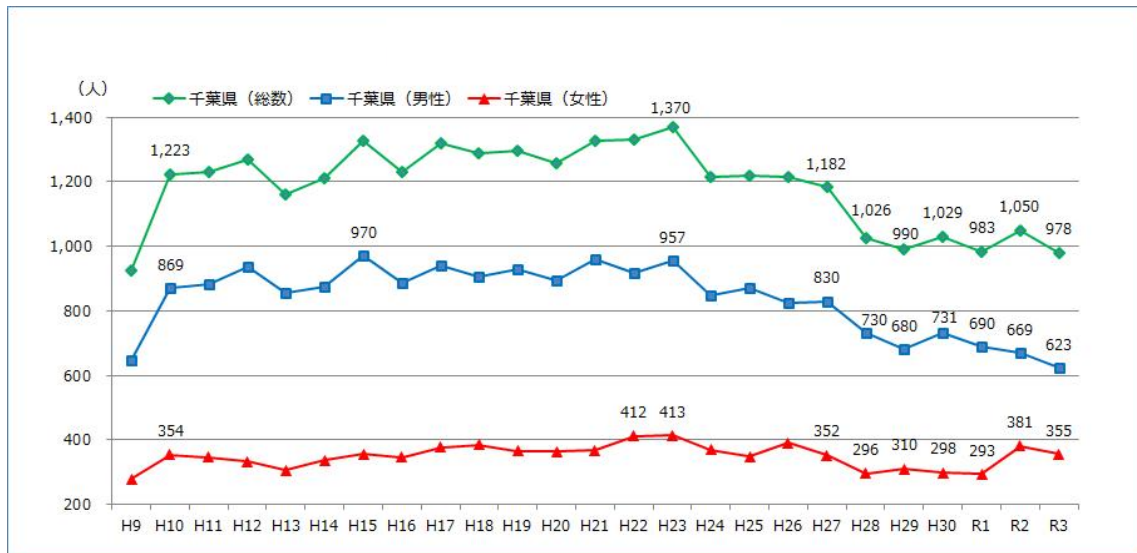
		該当者数	有効回収数に占める割合		
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	15歳～39歳対象調査	67人	0.95%	準ひきこもり	
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	64人 (30人)	1.23% (0.70%)		
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15歳～39歳対象調査	52人	0.74%	広義のひきこもり	
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	81人 (50人)	1.55% (1.17%)		
自室からは出るが、家からは出ない	15歳～39歳対象調査	21人	0.30%		狭義のひきこもり
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	4人 (3人)	0.08% (0.07%)		
自室からほとんど出ない	15歳～39歳対象調査	4人	0.06%		
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	6人 (3人)	0.12% (0.07%)		

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」

(6) 自殺者の状況

- 千葉県の子殺者数の総数は、1997年(平成9年)から1998年(平成10年)にかけて急増し、2011年(平成23年)に過去最多の1,370人となった後、2012年(平成24年)以降は減少傾向となりました。直近の5年間は、総数は1,000人前後を推移したものの、男女別に見ると、男性が2018年(平成30年)からの4年間に731人から623人に減少し続けているのに対し、女性は2020年(令和2年)に前年の293人から381人に増加し、2021年(令和3年)も355人と高い傾向を示しています。(図19)

(図19) 自殺者数の推移(千葉県)



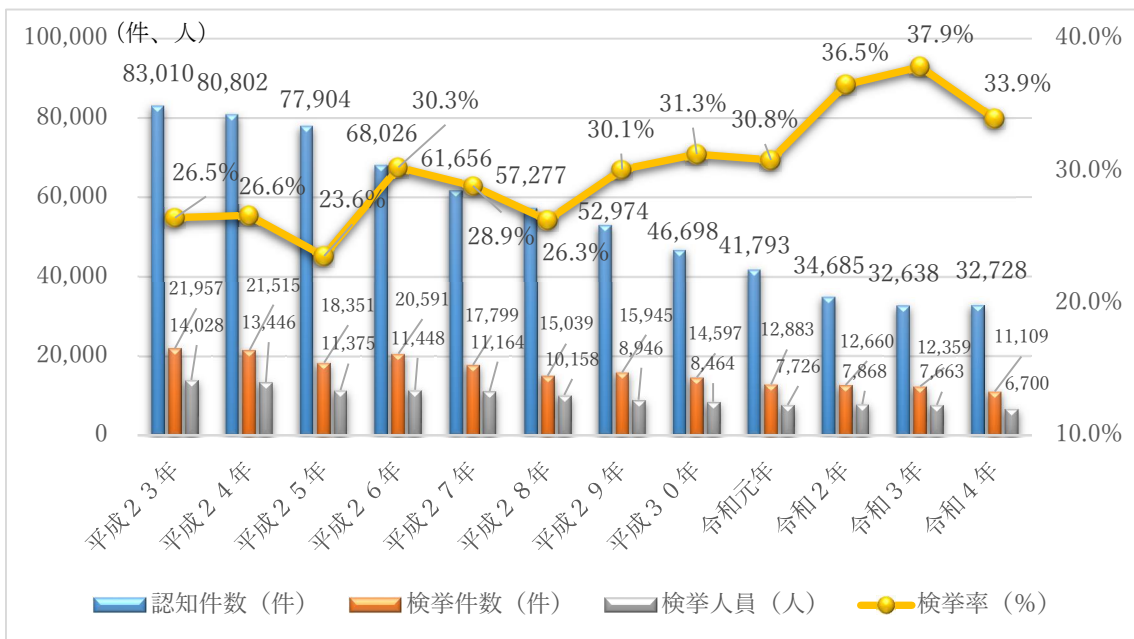
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(7) 更生の支援が必要な人の状況

ア 刑法犯の認知件数、検挙件数・人員

- 千葉県は刑法犯認知件数は年々減少し、2022年（令和4年）には32,728件と、2011年（平成23年）の83,010件と比較すると、約6割減少しています。また、そのうち千葉県警察における検挙件数は11,109件で、検挙人員は6,700人となっています。（図20）

(図20) 刑法犯の認知件数、検挙件数・人員（千葉県）

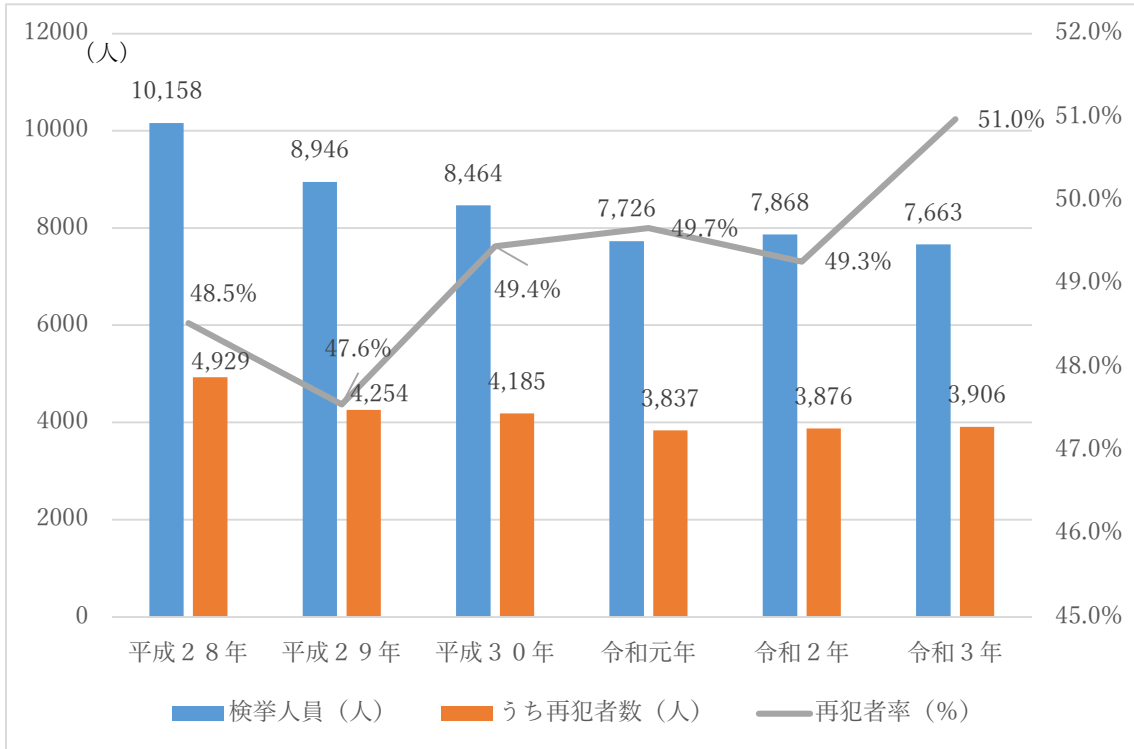


資料：千葉県警察公表データ

イ 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

- 県内の検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者数は検挙人員ほど減少していません。また、再犯者の割合（再犯者率）は5割弱を推移していましたが、2021年（令和3年）は、約51%に増加しています。（図21）

（図21）刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率（千葉県）



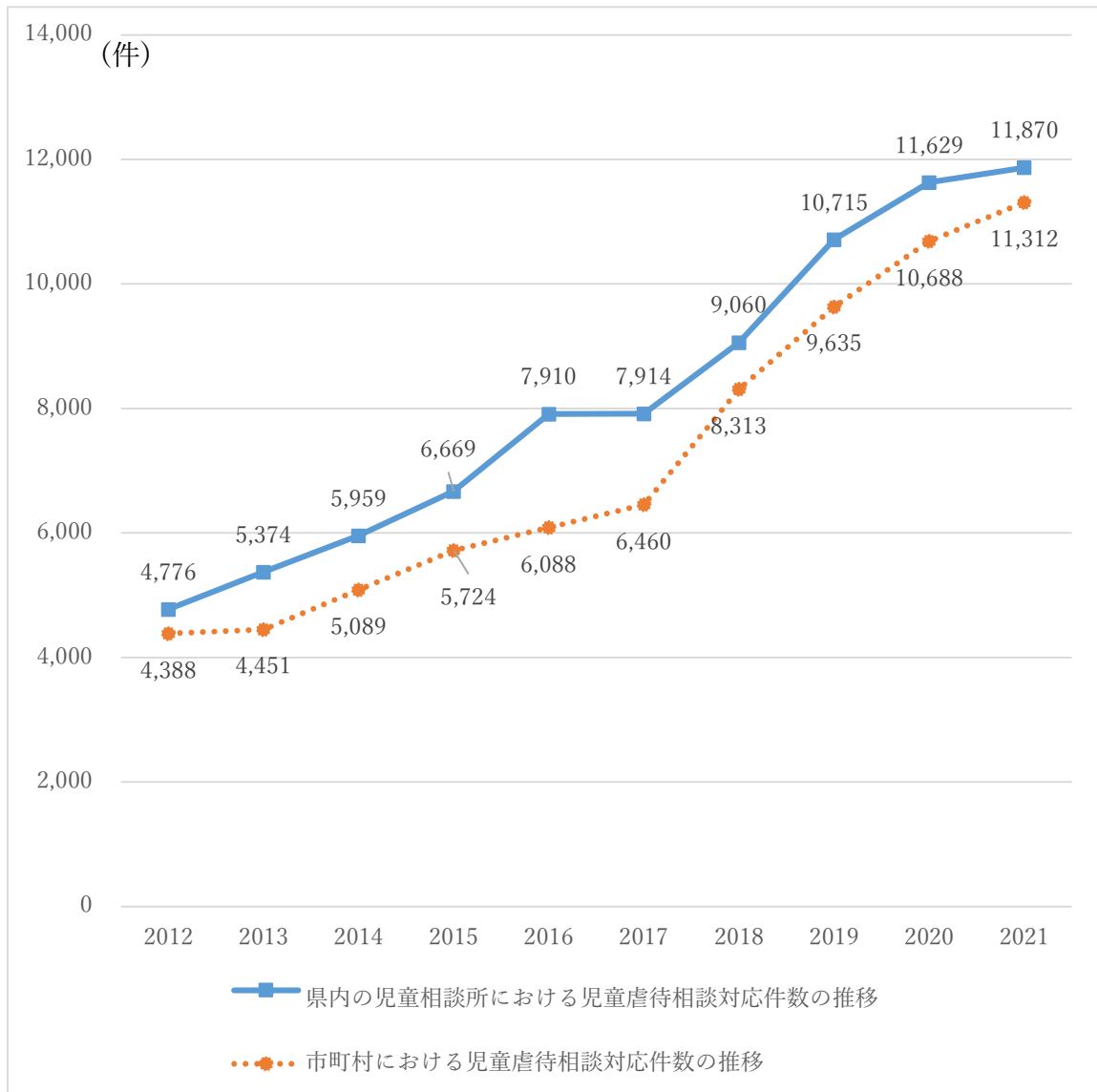
資料：法務省提供データ

(8) 児童、高齢者、障害者等への虐待の状況

ア 児童虐待の状況

○ 県内の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、2012年度（平成24年度）から2021年度（令和3年度）までの10年間で約2.5倍に増加し、2021年度（令和3年度）は11,870件となっています。また、市町村における相談対応件数をみても増加しており、2021年度（令和3年度）には11,312件にも上っています。（図22）

(図22) 児童虐待の相談対応件数の推移（千葉県）

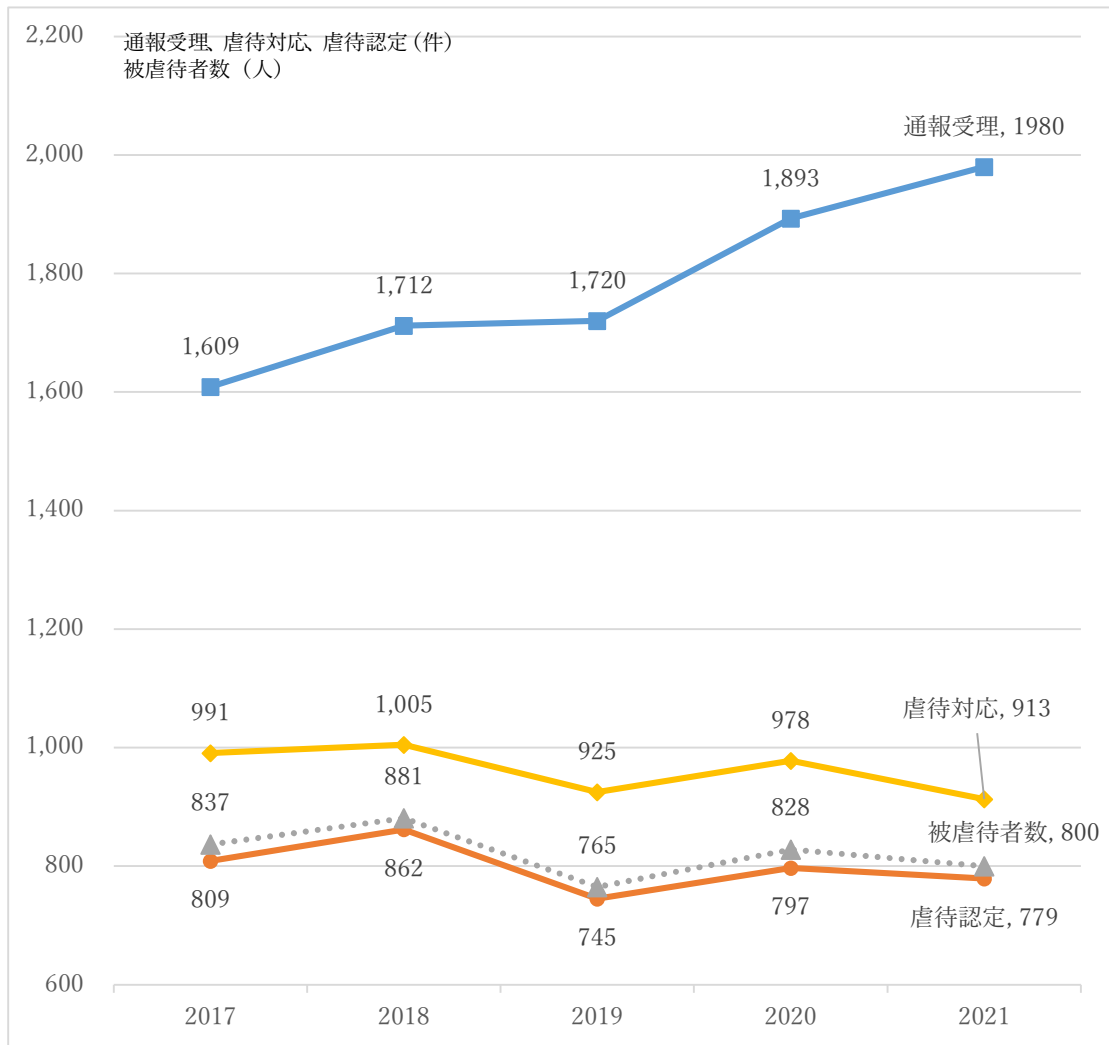


資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

イ 高齢者虐待の状況

- 県内市町村で受け付けた養護者による（家庭における）高齢者虐待に関する相談・通報等件数は2021年度（令和3年度）には1,980件で、そのうち、市町村が虐待を受けた又は受けたと判断した事例は779件でした。身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待などの様々な高齢者虐待が発生しています。（図23）

（図23）高齢者虐待の対応状況（千葉県）

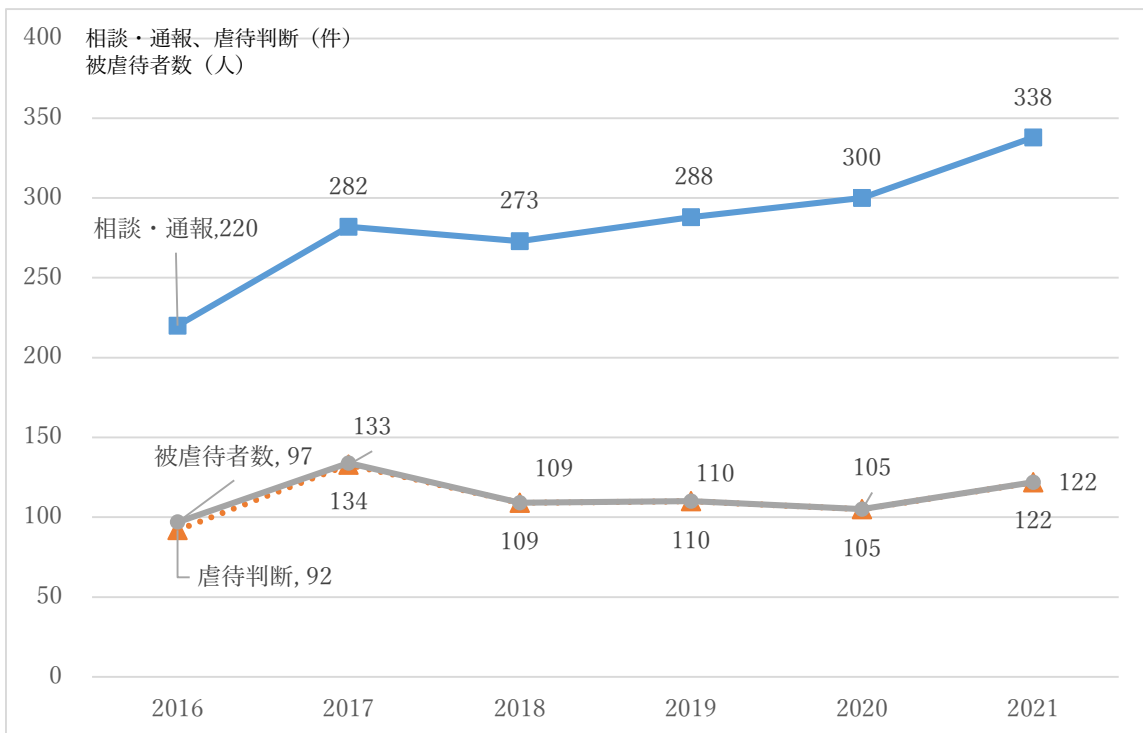


資料：千葉県高齢者福祉課「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」

ウ 障害者虐待の状況

- 県及び市町村で受け付けた養護者による（家庭における）障害者虐待に関する相談・通報等件数は338件（2021年度（令和3年度））で、そのうち、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例は122件でした。障害の種別では、知的障害、精神障害のある人への事例が多くなっています。（図24）

（図24）障害者虐待の対応状況（千葉県）

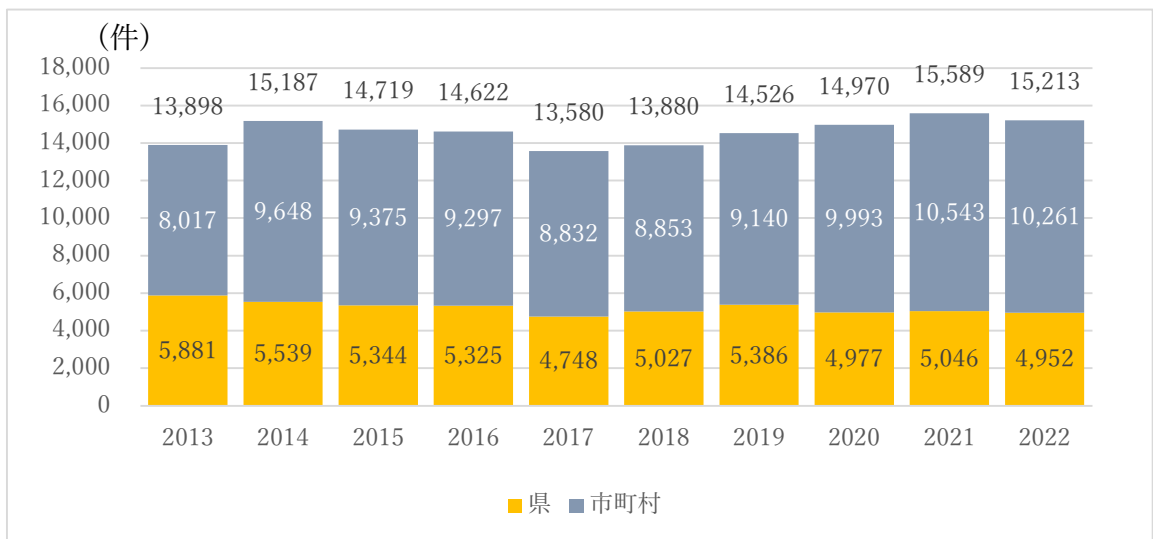


資料：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

エ DV※の状況

- 配偶者や恋人など、親密な関係の人から振るわれる暴力を「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といいます。DVは人権侵害です。配偶者暴力相談支援センターや市町村に寄せられた相談件数は、2022年度（令和4年度）は県4,952件、市町村10,261件でした。（図25）

（図25）DV相談件数の推移（千葉県）



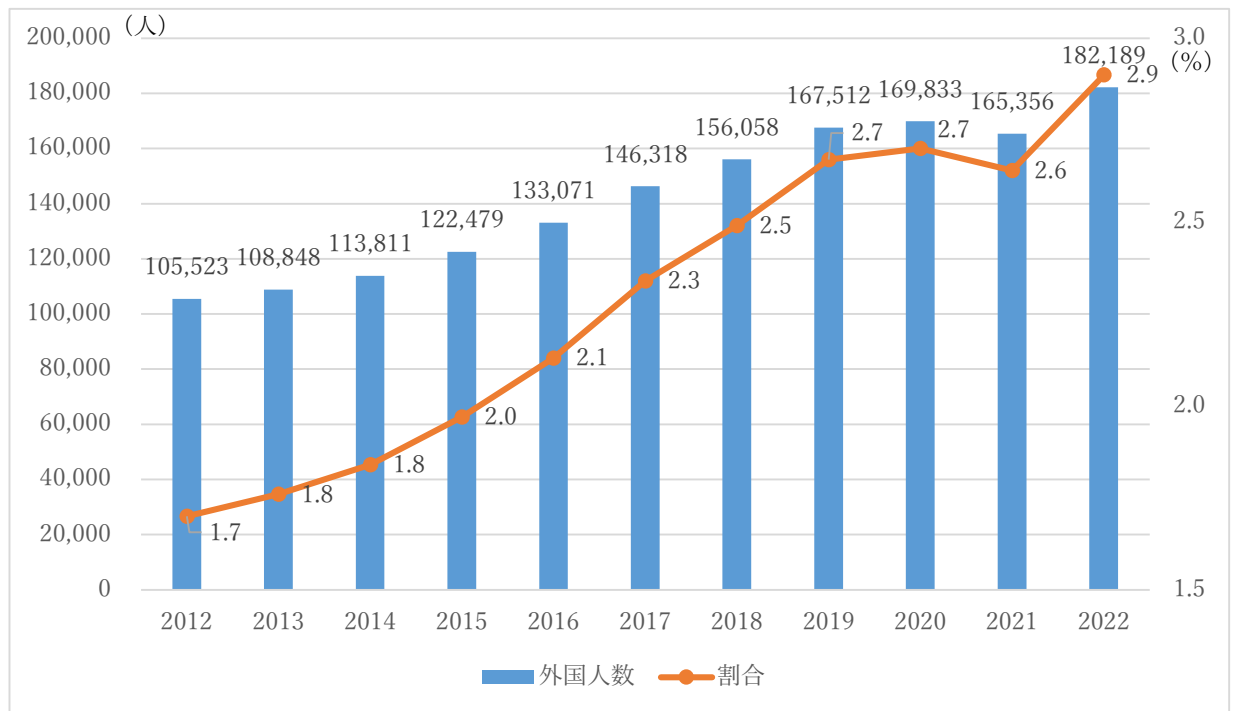
資料：千葉県児童家庭課調べ

(9) 外国人の状況

○ 住民基本台帳制度に基づく県内の外国人数は、182,189人(2022年(令和4年)12月末)で、常住人口の約2.9%を占めており、2022年(令和4年)までの10年間で約1.7倍の増加となっています。(図26)

国・地域別にみると、人数の多い順に、中国、ベトナム、フィリピン、韓国・朝鮮、ネパールとなっており、ベトナムとネパールについては、近年特に増加しています。

(図26) 外国人数及び常住人口に占める割合(千葉県)



資料：外国人数(毎年12月末現在)は法務省「在留外国人統計」。割合で用いた常住人口(毎年翌年1月1日現在)は千葉県統計課「毎月常住人口調査」。

3 社会環境の変化

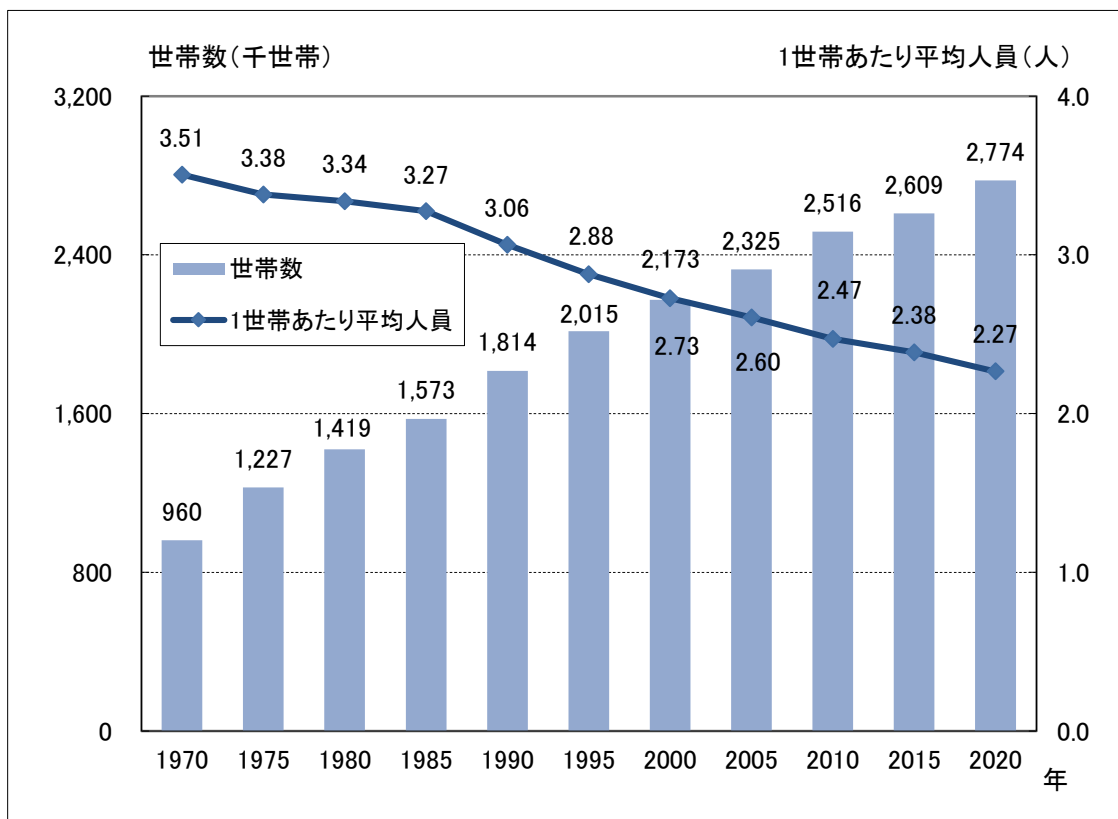
(1) 家庭や社会構造の変化

ア 世帯構造の変化

○ 現在、千葉県内の世帯数自体は増加傾向にありますが、平均世帯人員をみると減少傾向にあり、2020年（令和2年）は2.27人で全国平均の2.26人とほぼ同数でした。なお、2015年（平成27年）の本県の1世帯当たりの人員2.38人からは0.11人減少しています。（図27）

○ 家族類型別の推移をみると、「夫婦と子ども」が減少傾向にある一方、都市化の進展や核家族化等により「夫婦のみ」、「ひとり親と子ども」、「単独世帯」の割合は、上昇傾向にあります。（図28）

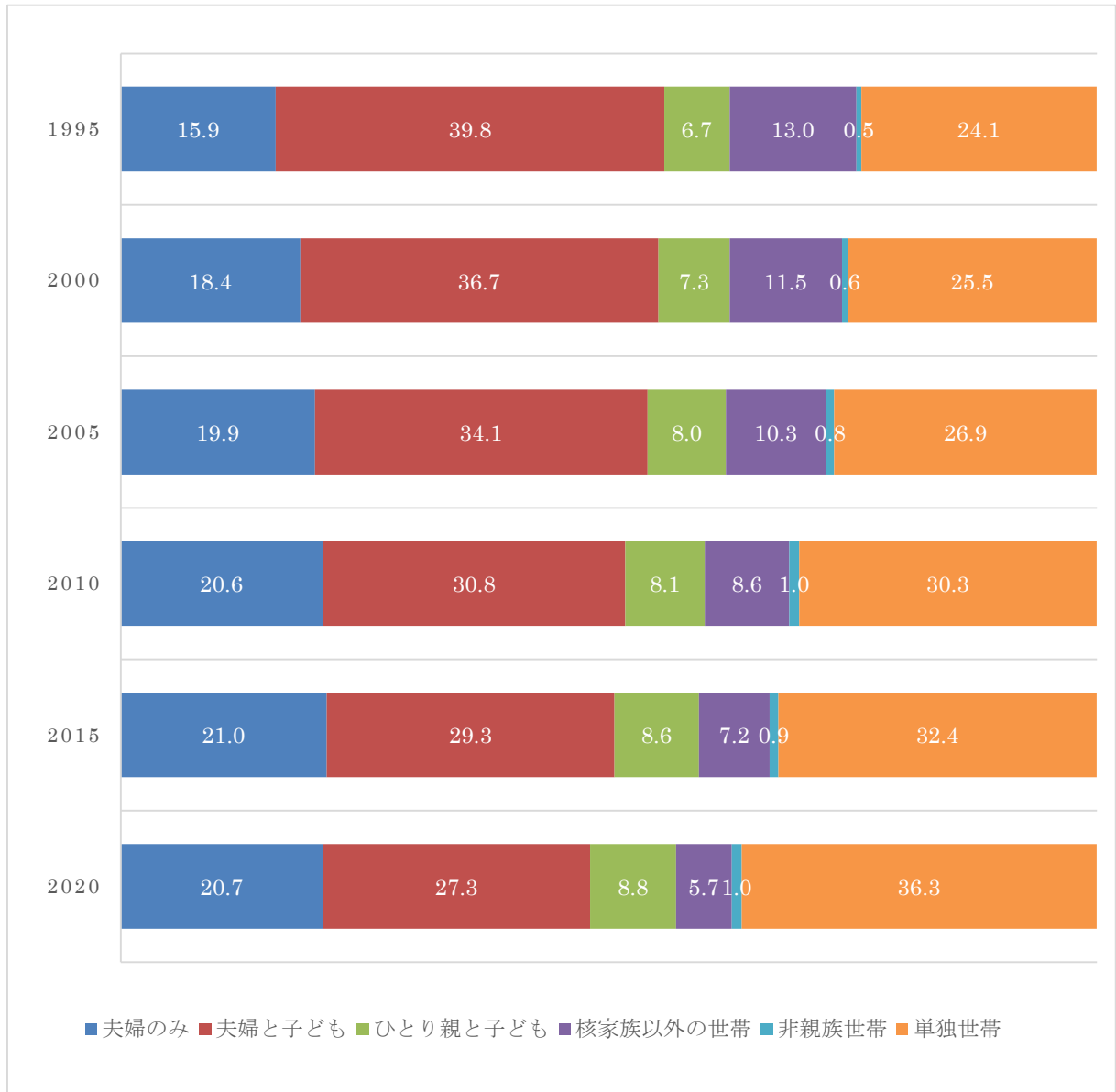
（図27）世帯数と1世帯あたり平均人員の推移（千葉県）



資料：総務省「国勢調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図28) 家族類型別一般世帯割合の推移 (千葉県)

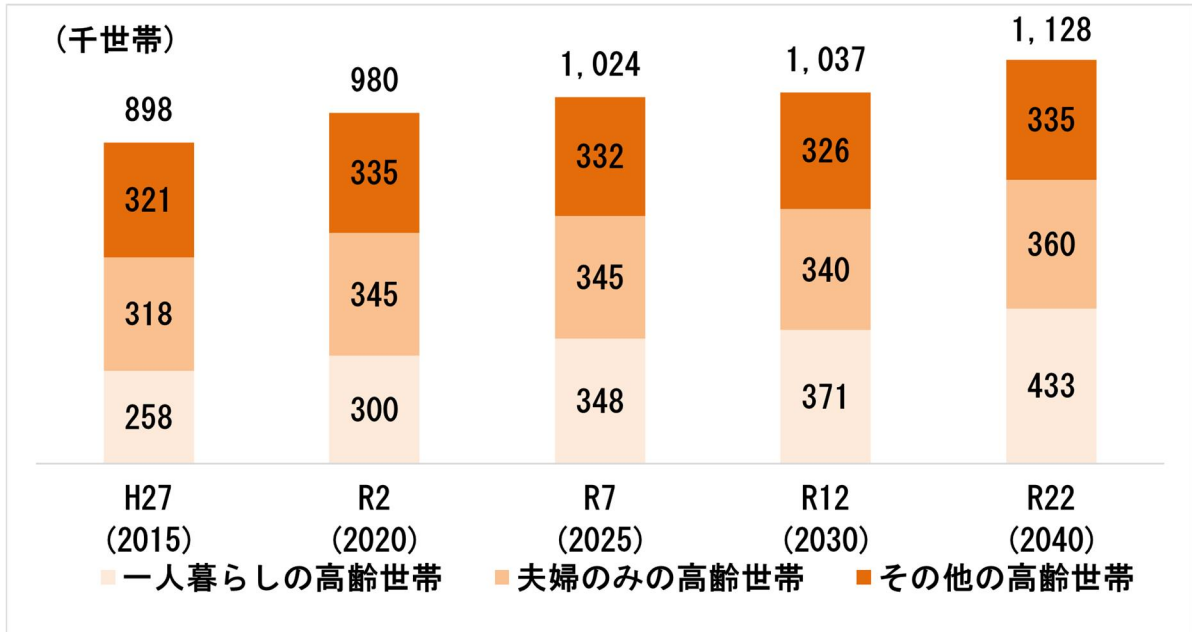


資料：総務省「国勢調査」

イ 高齢単身世帯の増加

- 千葉県内の65歳以上の一人暮らしの高齢世帯は、2040年（令和22年）には2015年（平成27年）の約1.7倍に増加するものと見込まれています。また、高齢世帯全体に占める一人暮らしの高齢世帯の割合も上昇することが見込まれています。（図29）

（図29）今後の高齢世帯数の推計（千葉県）

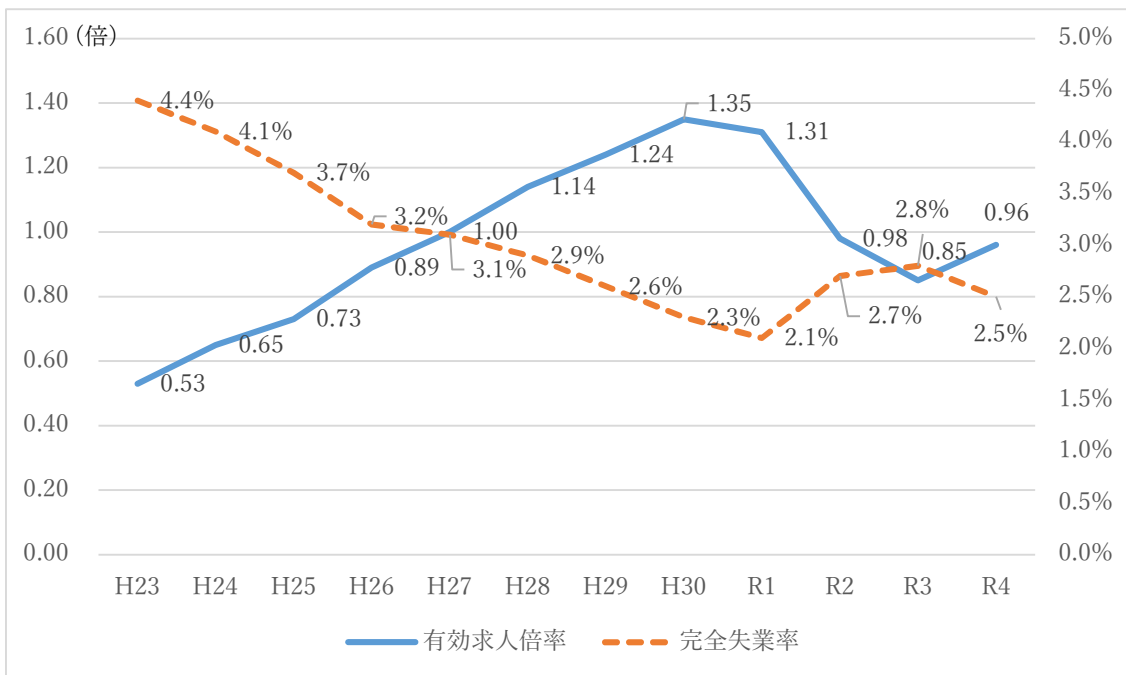


資料：2020年（令和2年）までは総務省「国勢調査」。2025年（令和7年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計 2019年（平成31年）4月推計）」。

ウ 雇用環境の変化

○ 本県の雇用情勢は、2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い有効求人倍率が1.00倍を下回り、完全失業率も悪化しましたが、2022年（令和4年）では緩やかに持ち直しの動きが見られています。一方で、職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者、中高年齢離職者、障害のある人などは、本人に意欲があっても就労が難しい状況にあります。（図30、表2）

（図30）有効求人倍率及び完全失業率の推移（千葉県）



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

（注）：モデル推計により作成。

（表2）若年無業者数及び割合

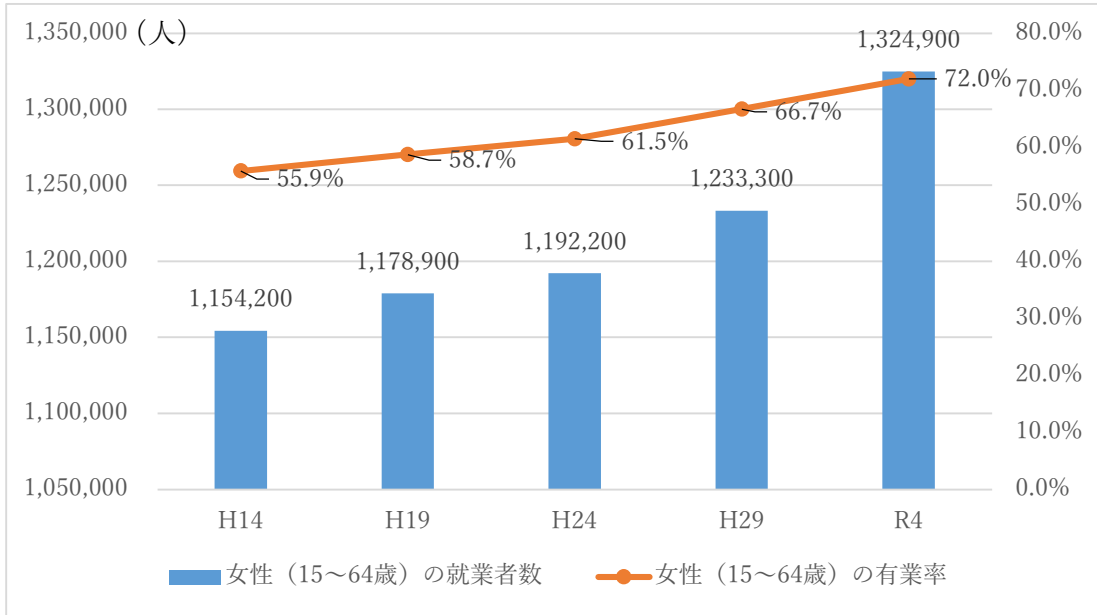
	若年無業者（人）		15～34歳人口に占める割合（%）	
	全国	千葉県	全国	千葉県
2002	694,000	37,800	2.0	2.2
2007	632,700	33,200	2.1	2.2
2012	617,300	25,100	2.3	1.9
2017	598,800	29,800	2.3	2.4
2022	615,700	32,300	2.5	2.6

資料：総務省「就業構造基本調査」

エ 働き方の変化

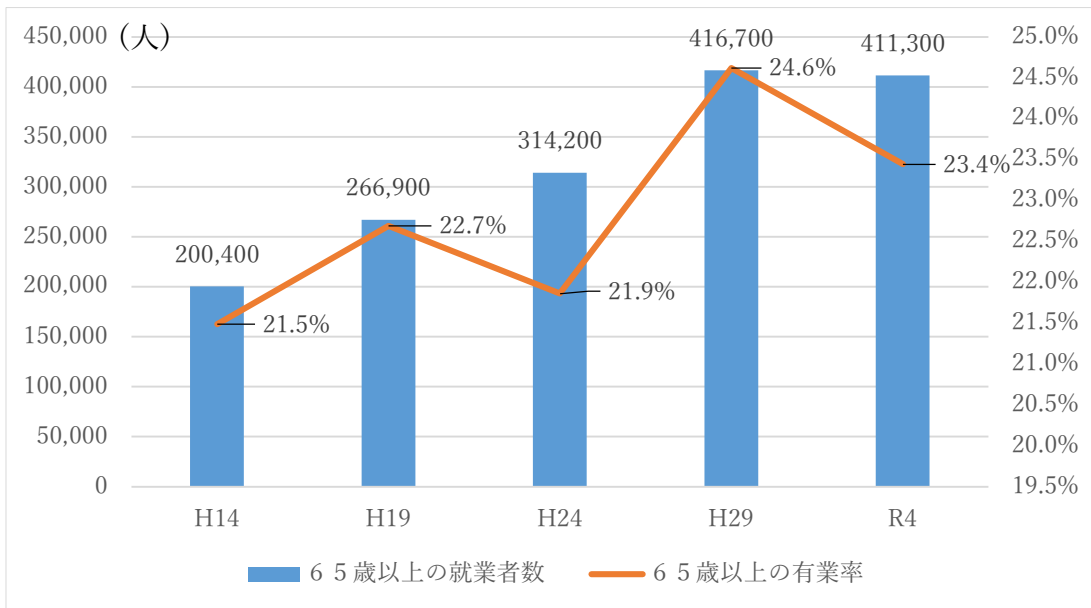
- 社会経済のグローバル化や情報化の進展、健康寿命の延伸などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化とともに、「新しい生活様式」への対応など、働き方に変化が生じています。(図3 1、図3 2)

(図3 1) 女性の就業者数及び有業率の推移 (千葉県)



資料：総務省「就業構造基本調査」

(図3 2) 高齢者の就業者数及び有業率の推移 (千葉県)

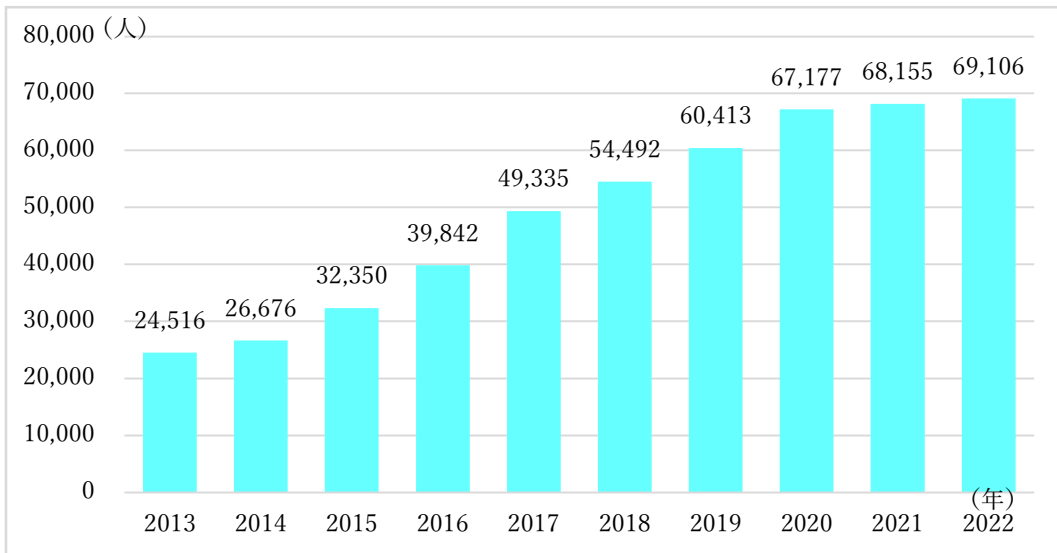


資料：総務省「就業構造基本調査」

オ グローバル化の進展

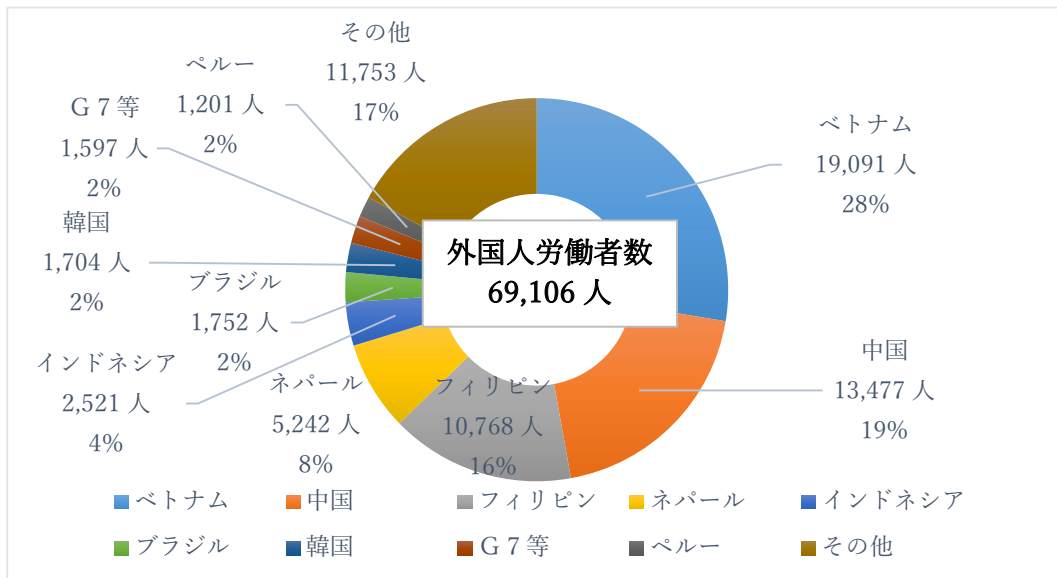
- 千葉県においては、18万2千人（2022年（令和4年））を超える外国人が居住し、約6万9千人（2022年（令和4年））が就労しています。（図33、図34、図35）

（図33）外国人労働者数の推移



資料：千葉労働局「外国人雇用状況」

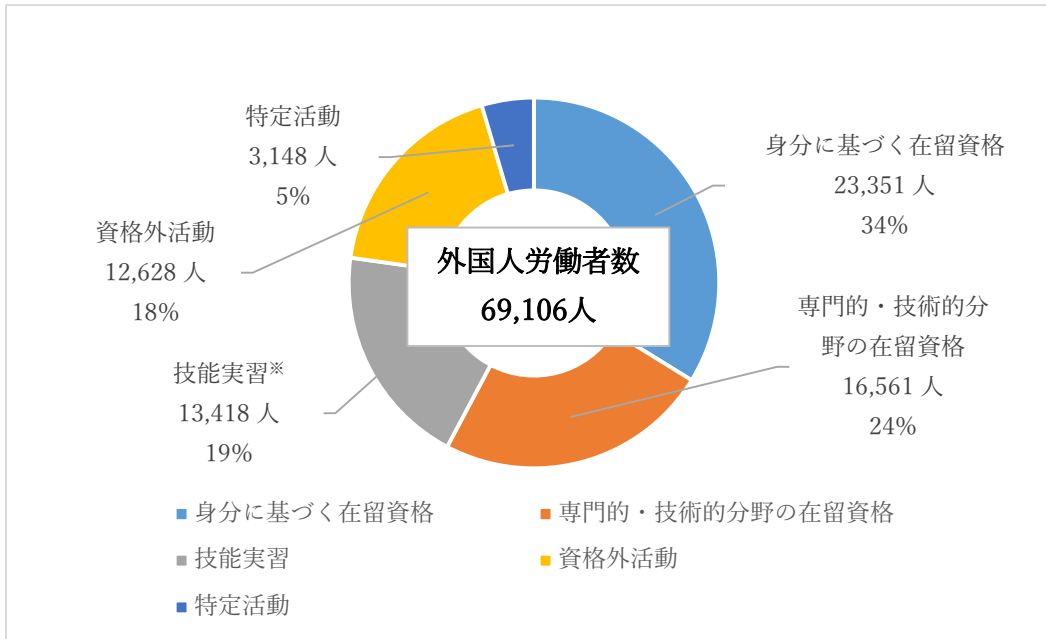
（図34）国籍別・外国人労働者数



資料：千葉労働局「外国人雇用状況（令和4年10月末現在）」

（注）G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアを表す。

(図35) 在留資格別・外国人労働者数

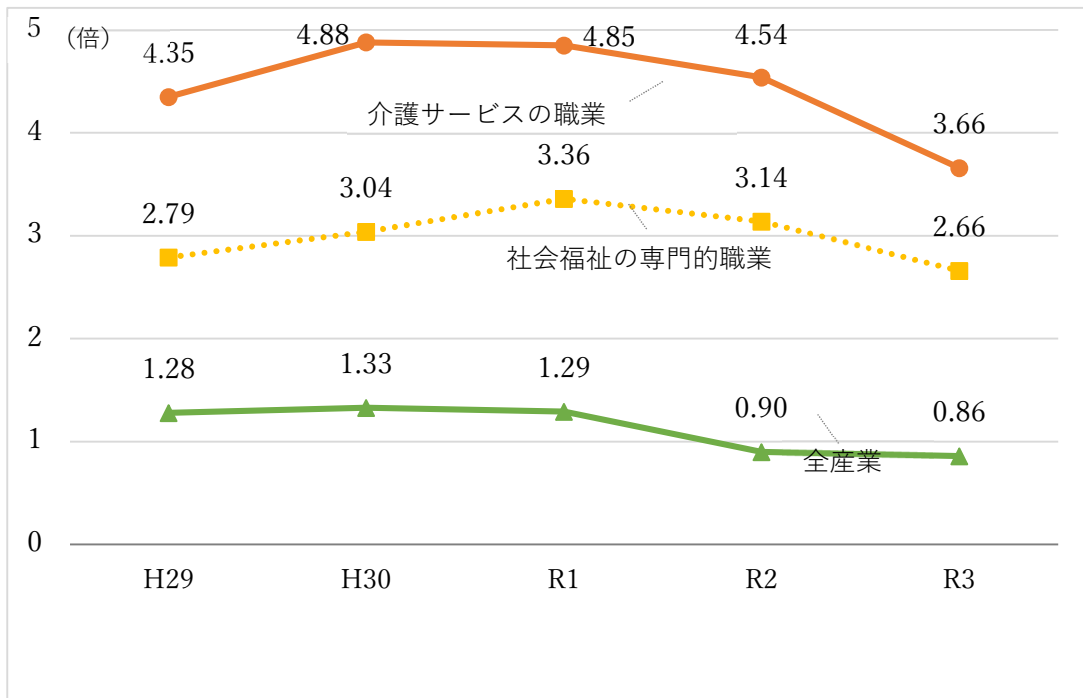


資料：千葉労働局「外国人雇用状況（令和4年10月末現在）」

(2) 福祉人材の不足

- 千葉県の有効求人倍率は、福祉・介護分野及び全産業ともに低下傾向にありますが、2021年度（令和3年度）は、「介護サービスの職業」が3.66倍、障害福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が2.66倍と、「全産業」の0.86倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足は深刻な状況となっています。（図36）

(図36) 有効求人倍率（千葉県）



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

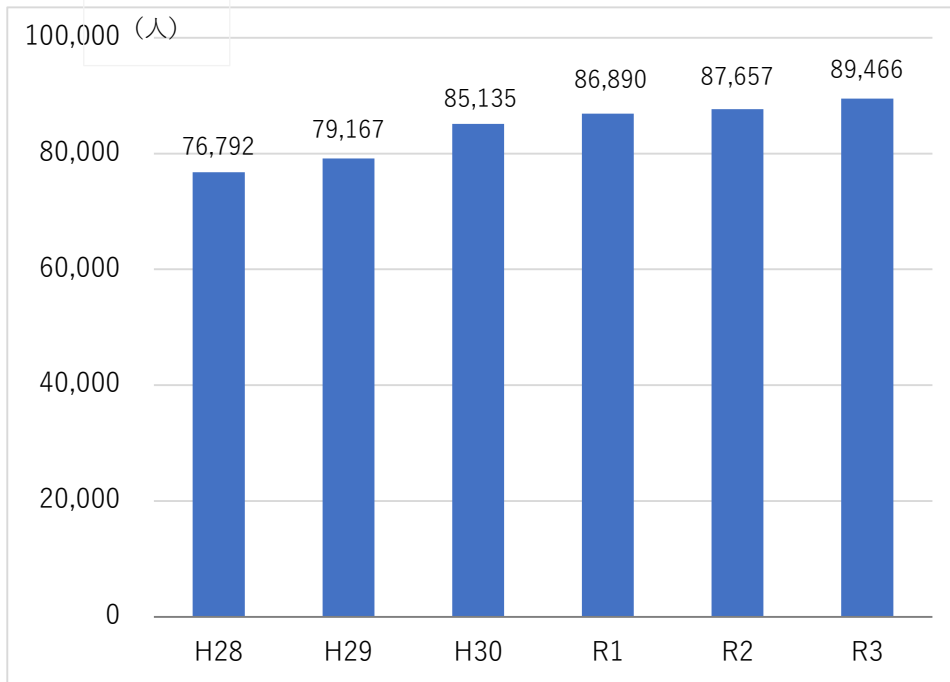
ア 高齢者福祉（介護職員）

○ 本県の介護職員数は、2016年度（平成28年度）の76,792人から2021年度（令和3年度）には89,466人となっており、着実に増加しています。（図37）

一方で、厚生労働省が公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、本県の介護職員数は、2025年度（令和7年度）には7,113人の不足が見込まれ、2040年度（令和22年度）には31,528人が不足すると見込まれています。（図38）

この背景には、高齢化の急速な進展に伴い、介護サービスの大幅な需要増加が見込まれる中、介護職員に対する著しい需要の伸びに供給が見合っておらず、需給ギャップが生じていることがあります。

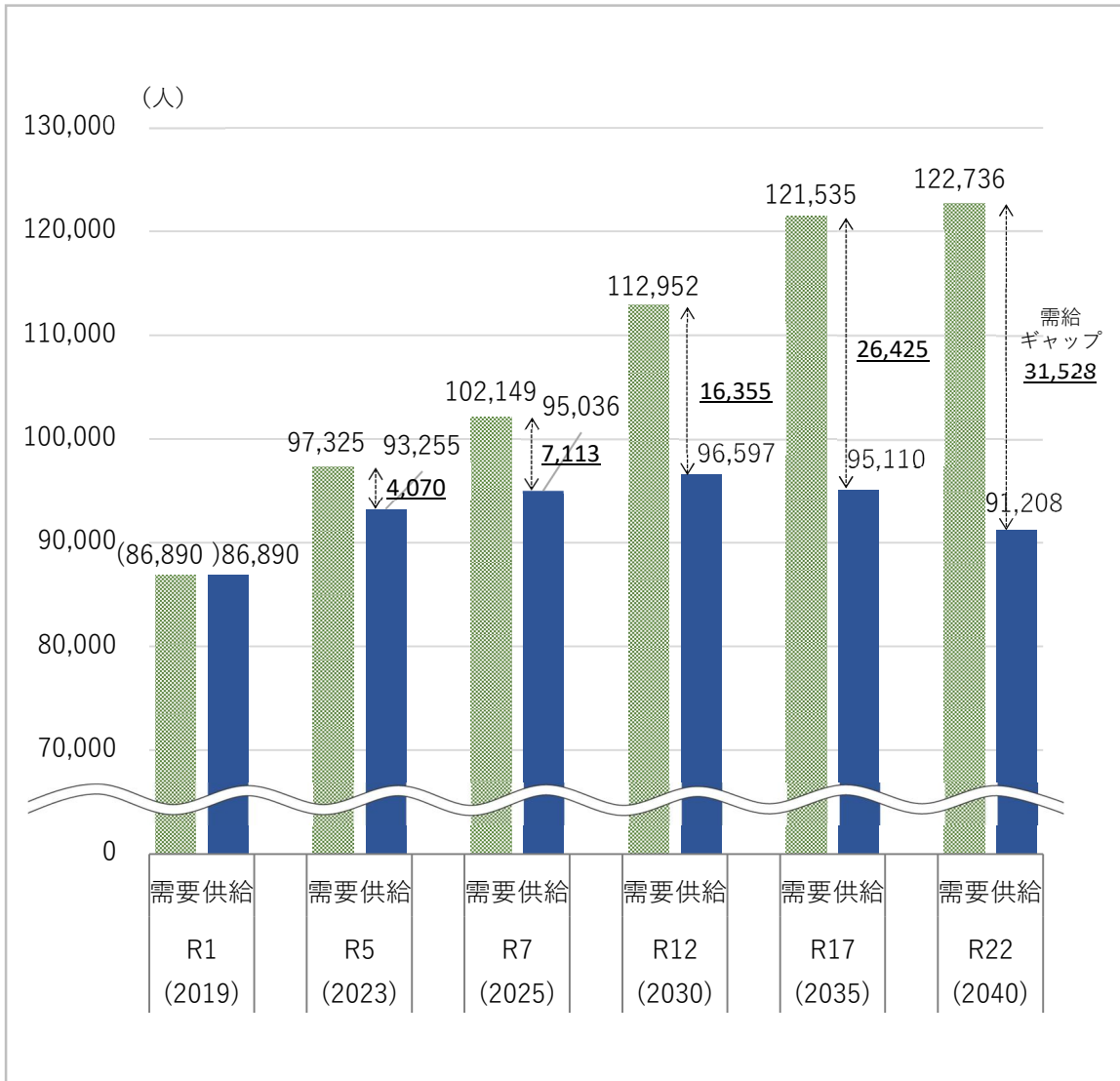
（図37）介護職員数の推移（千葉県）



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図38) 介護職員の需給推計 (千葉県)

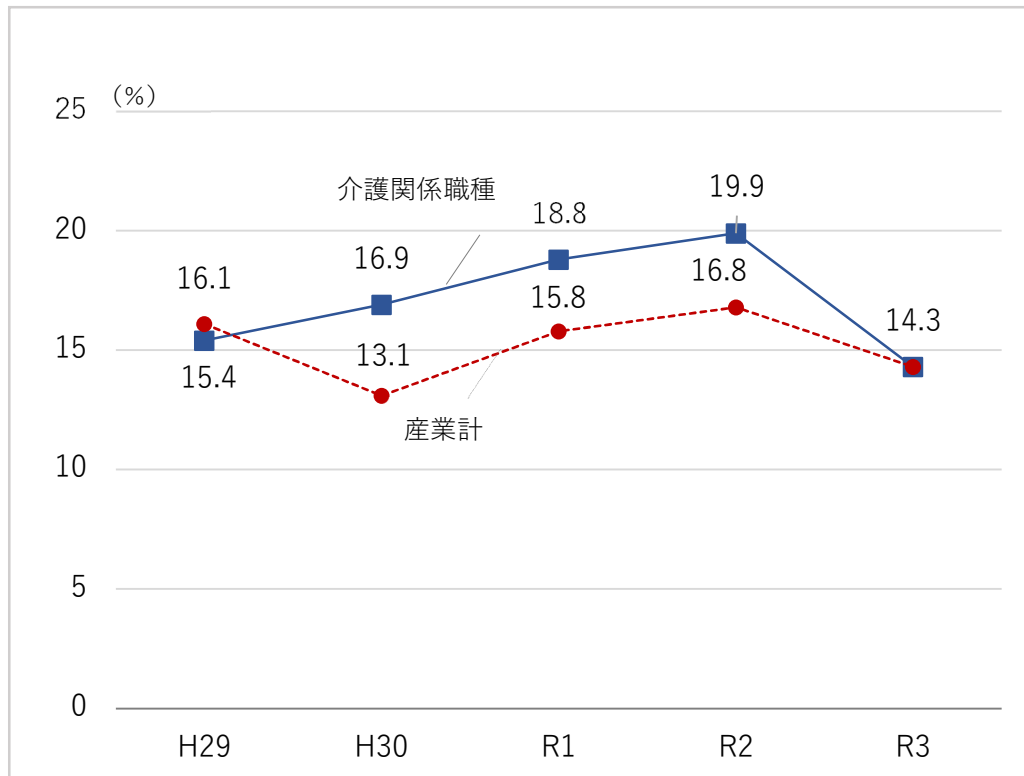


資料：厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- 介護職員の離職率は、2017年度（平成29年度）の15.4%から2020年度（令和2年度）には19.9%と増加傾向でしたが、直近の2021年度（令和3年度）には14.3%に低下しています。（図39）

（図39）離職率（介護職員・千葉県）



資料：厚生労働省「雇用動向調査」〔産業計〕
公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査」〔介護〕

イ 障害福祉

○ 千葉県の子どもの障害のある人（障害者手帳所持者数）は、近年、身体障害ではほぼ横ばいの傾向、知的障害・精神障害はともに増加傾向にあります。

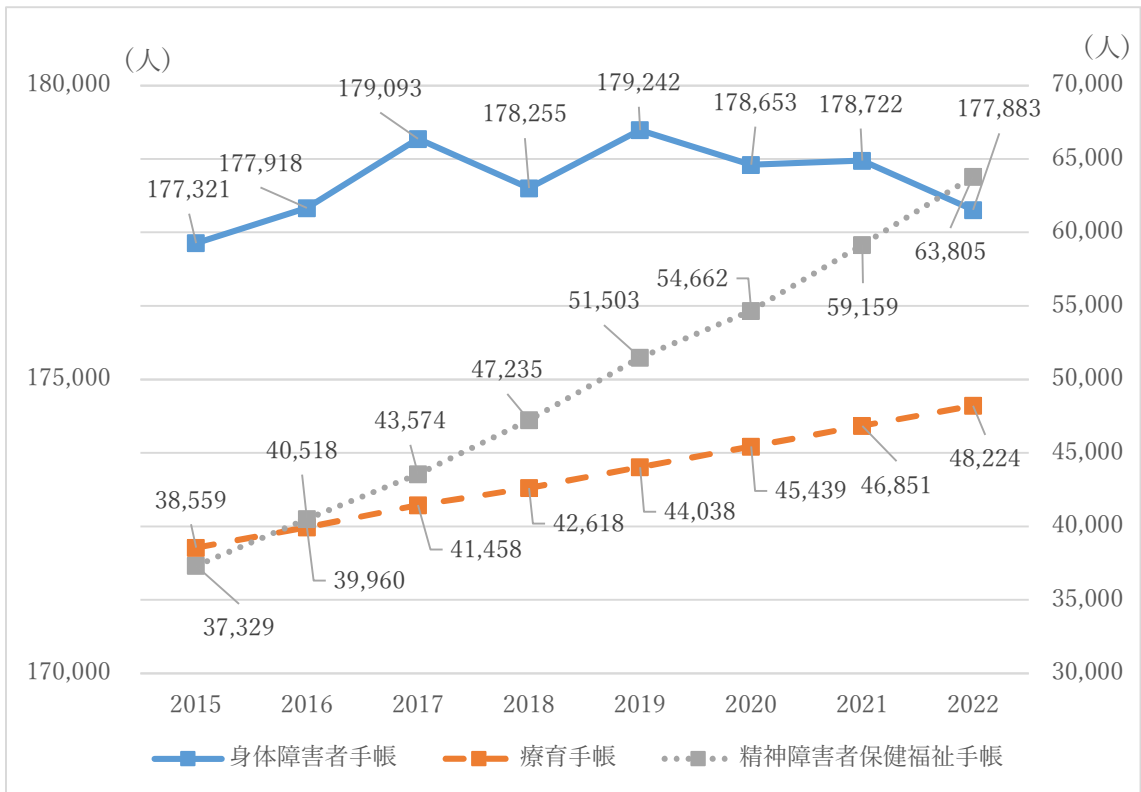
2022年度（令和4年度）末時点で、身体障害は177,883人、知的障害は48,224人、精神障害は63,805人となっています。

（図6再掲）

2013年（平成25年）の障害者総合支援法の施行やその後の改正などにより、障害福祉サービスへの多様化するニーズに対して、よりきめ細やかな対応や支援の拡充が求められています。

このことから、障害福祉サービスの必要量は今後更なる増加が見込まれており、それを支える障害福祉人材の確保が必要となっています。

（図6再掲）障害のある人の手帳の所持の状況（千葉県）



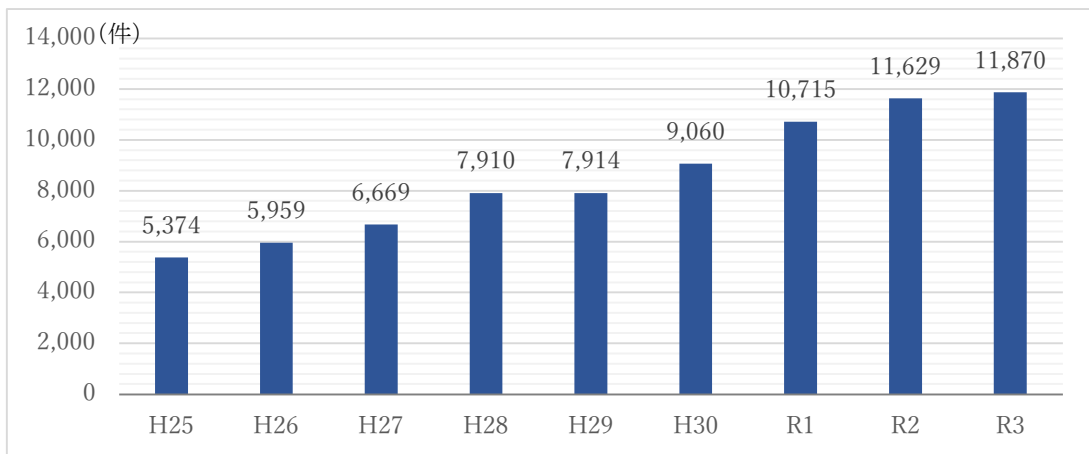
資料：千葉県障害者福祉推進課調べ

ウ 児童福祉

○ 千葉県の子童相談所における子童虐待の相談対応件数は、増加の一途を辿っており、2021年度（令和3年度）は過去最多の11,870件となりました。（図40、表3）

また、子童養護施設等においても、虐待を受けた子童や障害のある子童が増加する等、子童の抱える問題が複雑・多様化しており、子童の支援において、高い専門性を有する人材の確保が求められています。（表4、図41）

（図40）千葉県子童相談所における相談対応件数の推移（千葉県・市）



資料：千葉県子童家庭課調べ

（表3）千葉県子童相談所における相談対応件数の推移（単位：件）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660
千葉県・市	5,959	6,669	7,910	7,914	9,060	10,715	11,629	11,870
千葉県	5,173	5,568	6,775	6,811	7,547	9,061	9,863	9,593

資料：千葉県子童家庭課調べ

（注）：「千葉県・市」は県及び千葉市の7子童相談所、「千葉県」は県の6子童相談所における件数。

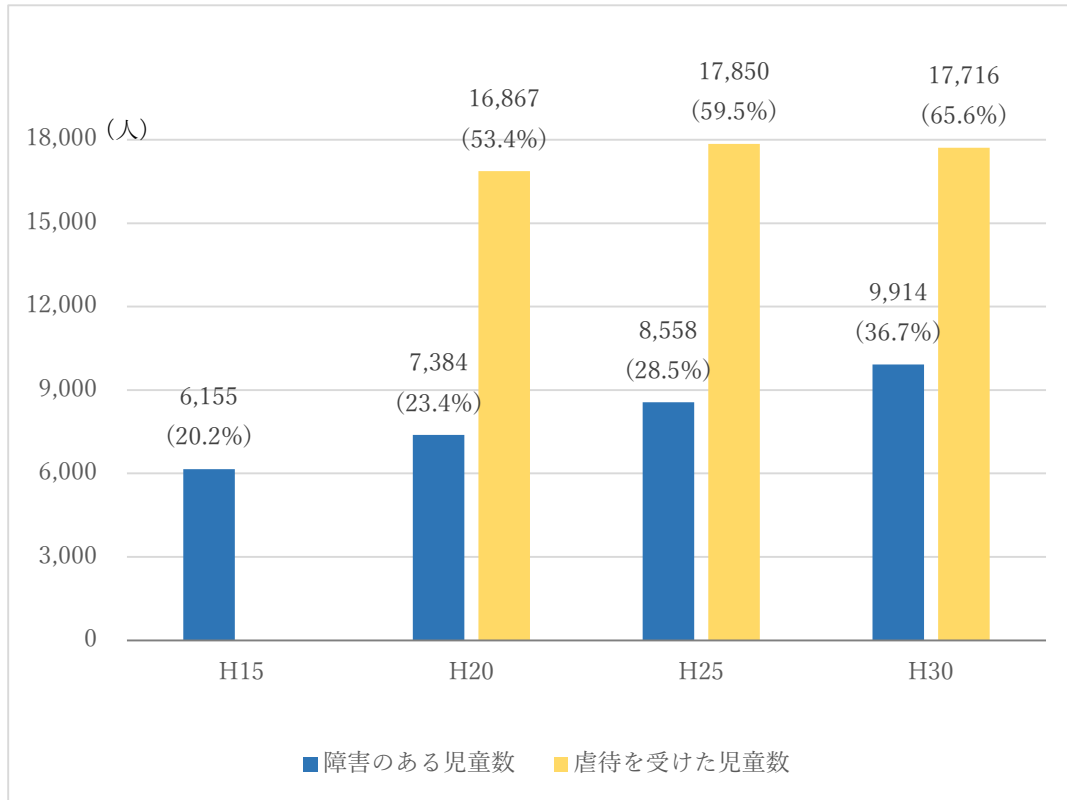
（表4）虐待の類型別（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
全国	49,241 23.7%	2,247 1.1%	124,724 60.1%	31,448 15.1%	207,660 100.0%
千葉県	2,747 28.6%	181 1.9%	4,465 46.5%	2,200 22.9%	9,593 100.0%

資料：千葉県子童家庭課調べ

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図4-1) 児童養護施設における被虐待経験・障害のある児童数



資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」
(注)：平成15年の虐待を受けた児童数は統計なし

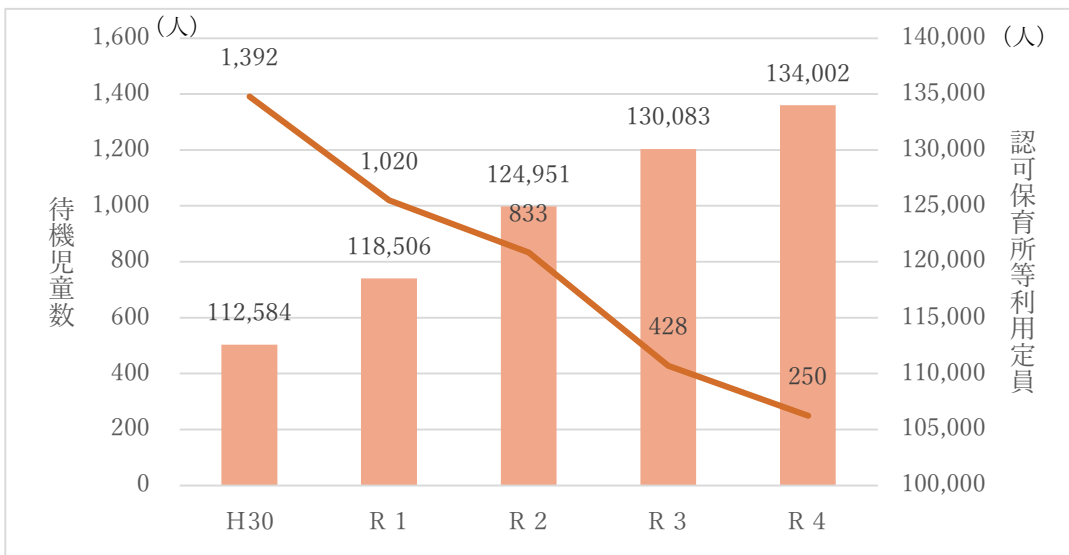
＜保育人材の状況＞

○ 保育所、認定こども園[※]等の整備・拡充に伴い、保育現場で働く保育士等の確保が急務となっており、人材確保・定着のためには、給与改善や業務上の負担軽減など、働きやすい環境づくりが必要です。(図4-2、表5)

また、資格を持ちながら、保育士として就業していない、いわゆる潜在保育士の復職を促進することが求められます。

併せて、質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、その専門性や経験の積み重ねとともに、教育・保育人材の資質の向上が極めて重要です。

(図4-2) 認可保育所等の利用定員(2号・3号)と待機児童数【千葉県】



資料：千葉県子育て支援課「保育所等利用待機児童数調査」

(表5) 全業種と保育士の所定内給与額、平均年齢、勤続年数

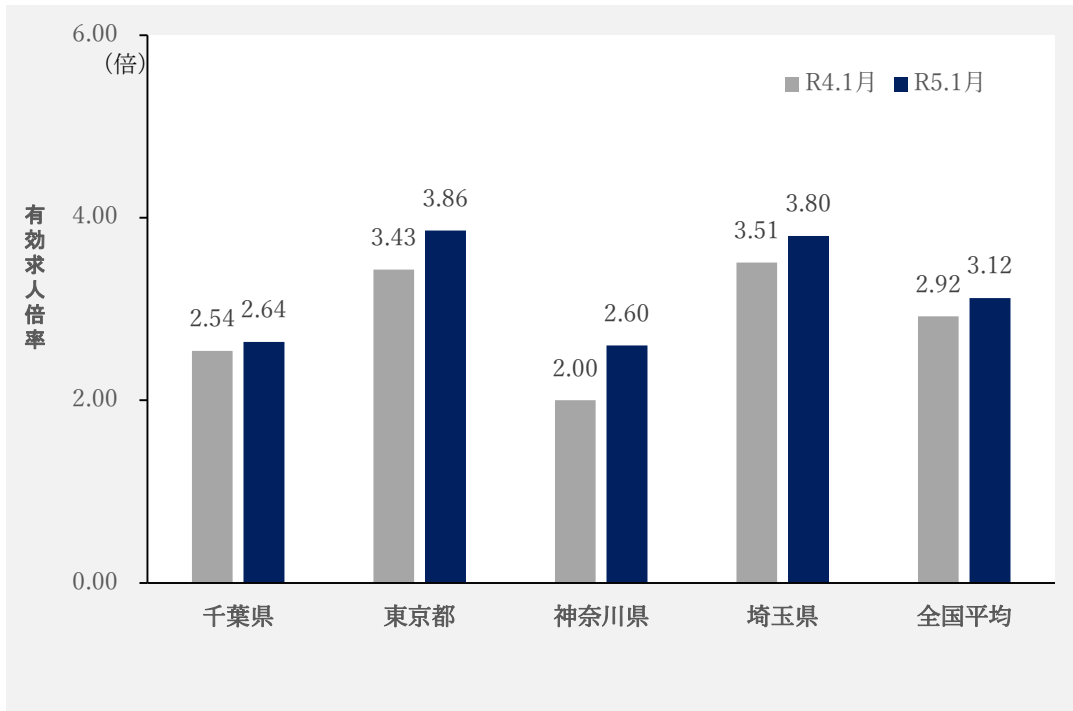
	全国		千葉県	
	全業種	保育士	全業種	保育士
所定内給与額	311.8 千円	260.8 千円	309.0 千円	260.5 千円
平均年齢	43.7 歳	38.8 歳	44.3 歳	42.8 歳
勤続年数	12.3 年	8.8 年	11.9 年	7.5 年

資料：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- 本県の保育士の有効求人倍率は、2.64倍（2023年（令和5年）1月）と全国平均を下回っているものの、保育需要が高まる中、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、保育士の確保・定着を図る必要があります。（図4.3）

（図4.3）保育士の有効求人倍率



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

(3) 地域福祉を担う人材の不足・高齢化・固定化（民生委員等の不足等）

- 千葉県の総人口は今後緩やかな減少を続ける一方で、65歳以上の高齢者は増加を続け、特に都市部を中心に75歳以上が大幅に増加する傾向にあります。また高齢の一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯も増加し、高齢者の5人に1人が認知症になることなどが見込まれています。

ア 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、県内で8,000人（2023年（令和5年）8月1日時点）委嘱されており、担当地区の支援を要する人に対する福祉サービスの情報提供や生活相談・助言等の活動が無償で行っています。
2023年（令和5年）8月1日時点、委員定数に対して488人の欠員が生じており、主に都市部において民生委員・児童委員の確保が難しくなっています。（表6）

（表6）民生委員・児童委員の定数と委嘱数（千葉県）

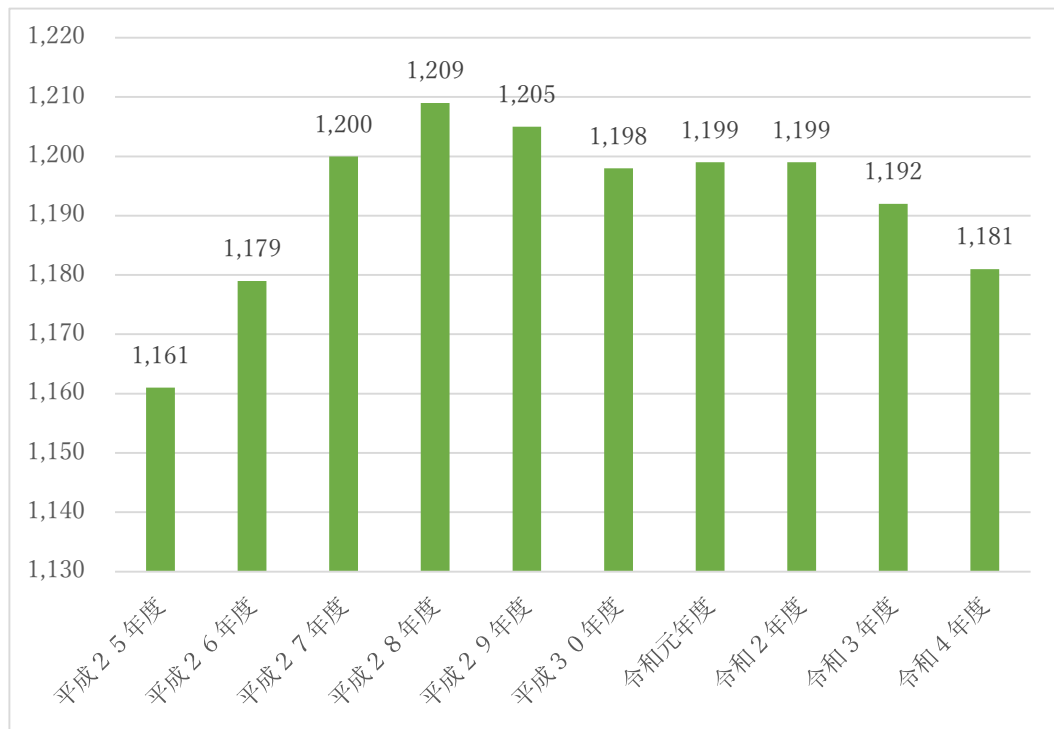
	定数	委嘱数	充足率
民生委員・児童委員	8,488人	8,000人	94.3%
主任児童委員	845人	804人	95.1%
計	9,333人	8,804人	94.3%
2023年（令和5年）8月1日時点			

資料：千葉県健康福祉指導課調べ

イ NPO法人（保健・医療・福祉分野）

- 多様化する県民ニーズや地域課題の解決の担い手として、活躍が期待されているNPO法人は、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行以来増加を続けてきましたが、近年、減少傾向にあり、2022年度（令和4年度）末時点における保健・医療・福祉を活動分野とする法人数は1,181法人となっています。（図44）

（図44）NPO法人数（保健・医療・福祉分野）の推移
（千葉県及び千葉市の合計）

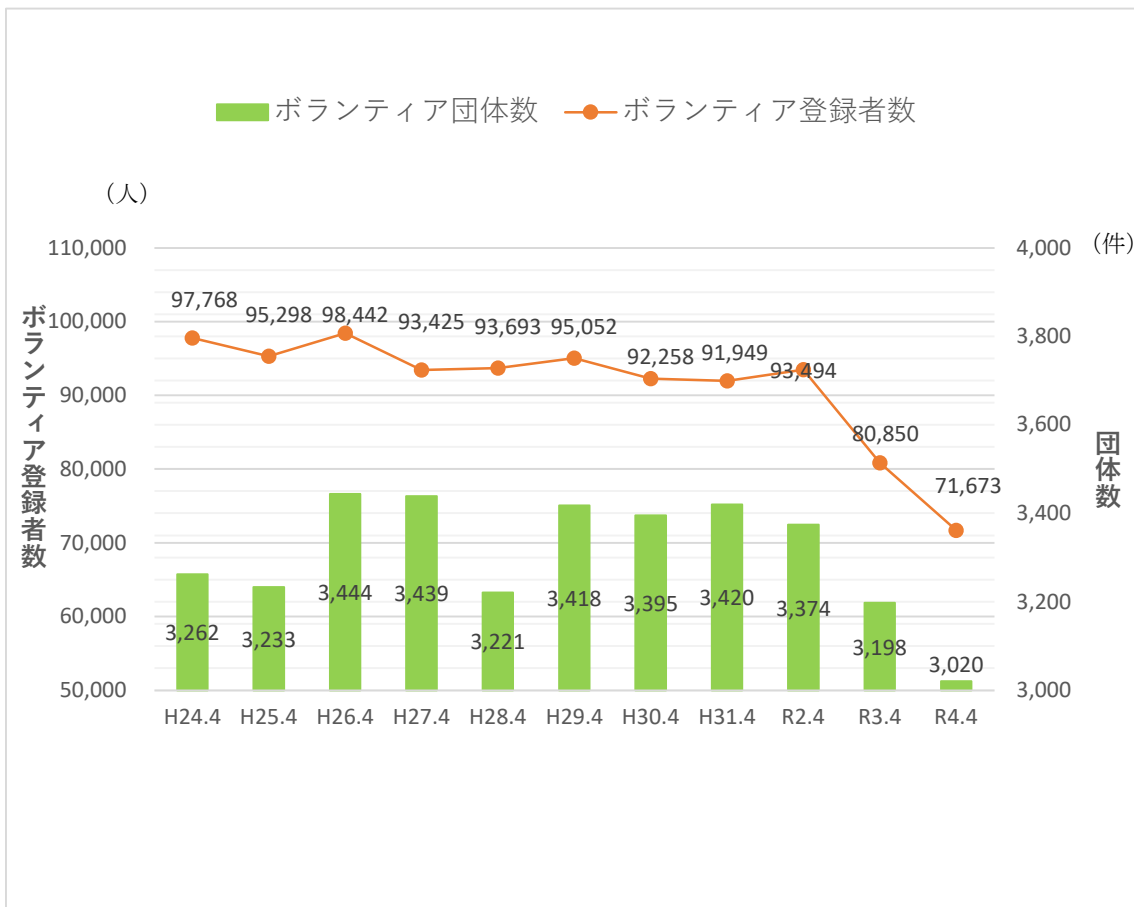


資料：千葉県県民生活課調べ

ウ 社会福祉等のボランティア登録者数等

- 社会福祉等のボランティア活動に取り組む団体数及び登録者数は、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により、2020年（令和2年）4月以降、急激に減少し、直近の2022年（令和4年）4月1日時点では、3,020団体、ボランティア登録者数は71,673人となっています。（図45）

（図45）社会福祉等のボランティア登録数等

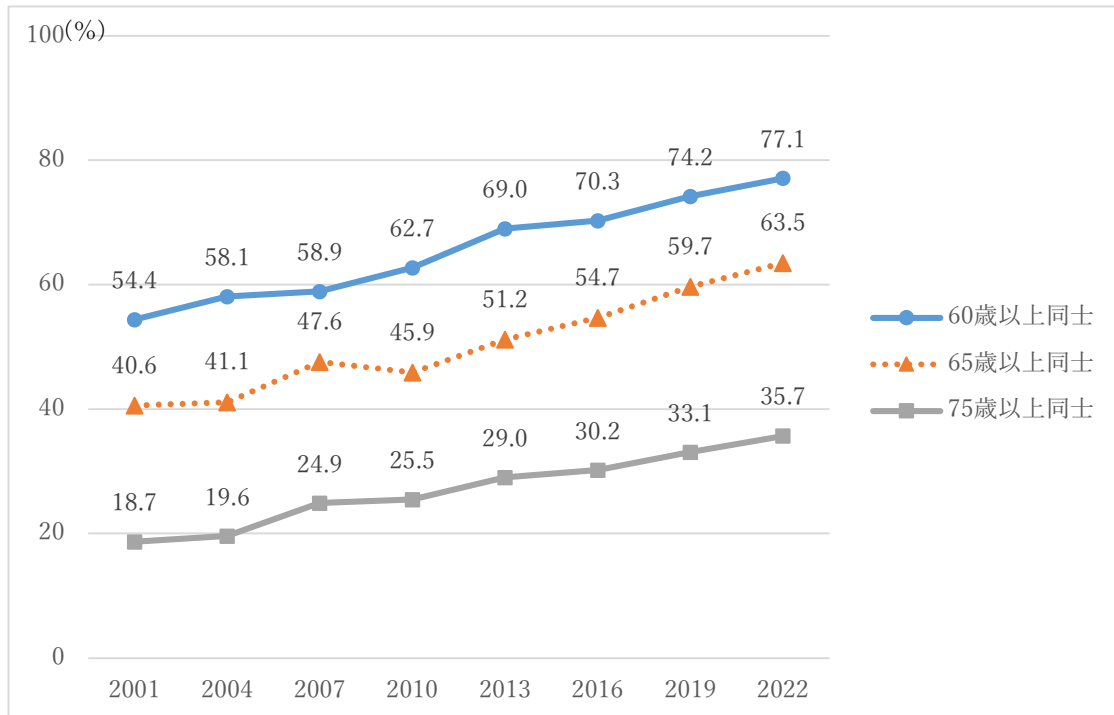


資料：「ボランティア・市民活動データブック」（県内の社会福祉協議会で把握しているボランティア数、団体）

(4) 個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化

- 介護者が高齢化した「老老介護」、ひきこもりが長期化し、親が高齢化した「8050問題」、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)、障害のある子と要介護の親の世帯、精神疾患患者や、がん患者、難病患者など、地域生活を送る上で保健医療分野に加え、福祉や就労などの分野にまたがって支援を必要とする人が増加しています。(図46、図47、表7)

(図46) 要介護者等と同居の主な介護者の年齢組合せ別の割合の年次推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

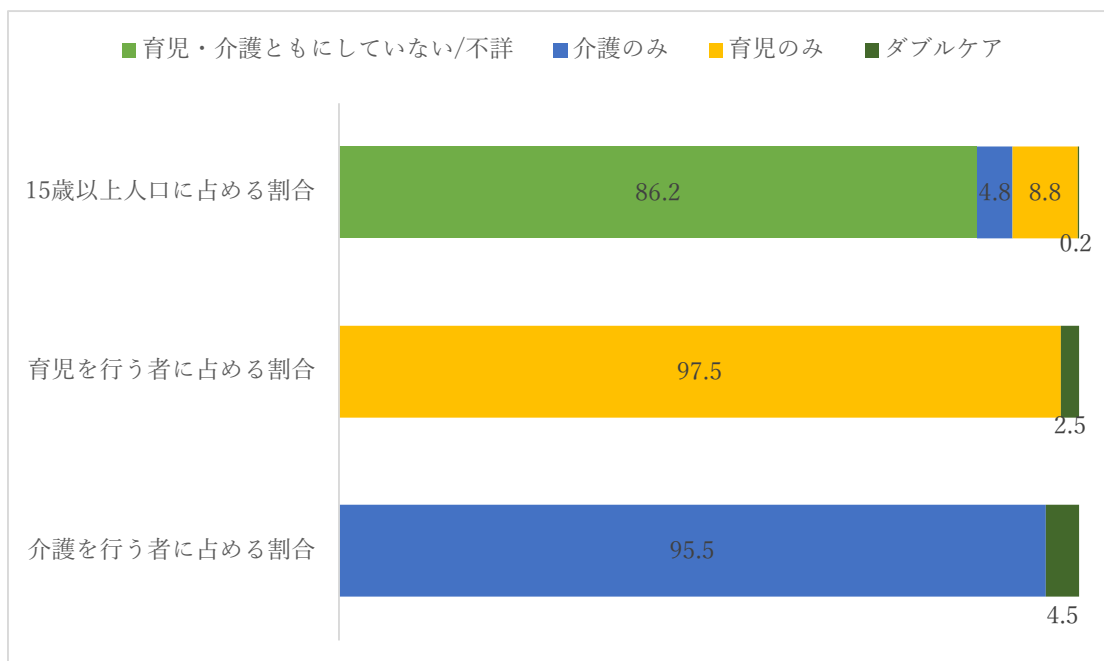
(表7) ダブルケアの推計人口 (全国)

	女性	男性
介護を行う者	356.8万人	200.6万人
育児を行う者	593.5万人	406.1万人
ダブルケアを行う者	16.8万人	8.5万人

資料：総務省「就業構造基本調査」(2012年(平成24年)より内閣府にて特別集計)

(注)：「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。

(図47) ダブルケアの割合 (全国)



資料：総務省「就業構造基本調査」(2012年(平成24年)より内閣府にて特別集計)

(注)：「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- 包括的な相談支援などを行う「中核地域生活支援センター※」に寄せられた相談内容や、センターの対応をみると、様々な対応が求められていることが分かります。(表8、表9)

(表8) 中核地域生活支援センターへの相談内容

相談内容	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
介護・支援サービスに関すること	872	28.8%	1,006	31.8%	876	29.7%
家族関係の悩み	863	28.5%	878	27.8%	875	29.6%
経済的困窮	639	21.1%	866	27.4%	698	23.6%
住まいに関すること	670	22.1%	670	21.2%	622	21.1%
医療に関すること	549	18.1%	603	19.1%	582	19.7%
話を聞いてほしい	509	16.8%	440	13.9%	479	16.2%
仕事に関すること	503	16.6%	650	20.6%	459	15.5%
家庭内の暴力・虐待	424	14.0%	475	15.0%	427	14.5%
自立をしたい・させたい	437	14.4%	536	17.0%	388	13.1%
財産管理・金銭管理	185	6.1%	388	12.0%	386	13.1%
不登校・ひきこもり	420	13.9%	374	11.8%	381	12.9%
介護・子育ての悩み	358	11.8%	369	11.7%	375	12.7%
健康不安	420	13.9%	455	14.4%	362	12.3%
障害や疾病の必要な配慮について知りたい	270	8.9%	528	16.7%	333	11.3%
人間関係の悩み	301	9.9%	347	11.0%	314	10.6%
その他	180	5.9%	209	6.6%	167	5.7%
教育に関すること	101	3.3%	135	4.3%	131	4.4%
借金がある、債務整理をしたい	166	5.5%	184	5.8%	119	4.0%
食べ物がなくて困っている	101	3.3%	145	4.6%	119	4.0%
触法行為、非行行動	101	3.3%	162	5.1%	113	3.8%
年金を申請したい	84	2.8%	99	3.1%	76	2.6%
希死念慮	84	2.8%	98	3.1%	68	2.3%
法律の専門家に相談したい	98	3.2%	78	3.0%	60	2.0%
余暇活動	64	2.1%	71	2.2%	56	1.9%
刑務所からの出所後の支援	37	1.2%	57	1.8%	54	1.8%
第三者からの権利擁護	61	2.0%	62	2.0%	36	1.2%
成年後見制度に関わる事例	38	1.3%	38	1.2%	35	1.2%
言語や国籍の悩み	26	0.9%	59	1.9%	30	1.0%
性別に関する悩み	7	0.2%	8	0.3%	10	0.3%

資料：中核地域生活支援センターより提供

(注)：2021年度(令和3年度)の割合上位5つを太字で表記。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(表9) 中核地域生活支援センターの対応

中核地域生活支援センターの 対応	n=3,032		n=3,161		n=2,953	
	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
傾聴、話し相手	1,222	40.3%	1,004	31.8%	926	31.4%
介護・支援サービスに関する支援	715	23.6%	794	25.1%	740	25.1%
介護・子育て・障害の相談窓口等の紹介	474	15.6%	586	18.5%	500	16.9%
医療に関する支援	490	16.2%	609	19.3%	498	16.9%
住まいに関する支援	486	16.0%	580	18.3%	491	16.6%
信頼関係の形成	268	8.8%	404	12.8%	417	14.1%
家族関係の調整	351	11.6%	431	13.6%	405	13.7%
買い物、安否確認等の直接的な生活支援	432	14.2%	359	11.4%	289	9.8%
関係者会議の主催または参加	385	12.7%	351	11.1%	270	9.1%
病気や疾病、療育に関する説明、情報提供	354	11.7%	430	13.6%	215	7.3%
就労に関する支援	175	5.8%	208	6.6%	214	7.2%
その他	203	6.7%	193	6.0%	185	6.3%
教育にかかわる支援	126	4.2%	173	5.5%	142	4.8%
虐待、暴力への対応	113	3.7%	171	5.4%	128	4.3%
人間関係の調整	112	3.7%	114	3.6%	128	4.3%
生活保護の申請支援	148	4.9%	162	5.1%	116	3.9%
地域の活動団体の紹介	131	4.3%	106	3.4%	100	3.4%
書類、契約等の手続き支援	113	3.7%	136	4.3%	94	3.2%
食糧支援	105	3.5%	144	4.6%	93	3.1%
法律家へのつなぎ	92	3.0%	101	3.0%	66	2.2%
年金申請の支援	85	2.8%	88	2.8%	66	2.2%
債務整理の支援	65	2.1%	65	2.1%	50	1.7%
睡眠や服薬等、生活管理の支援	38	1.3%	53	1.7%	43	1.5%
公的貸付制度の申請支援	32	1.1%	133	4.2%	42	1.4%
生活スキルの習得支援	32	1.1%	40	1.3%	29	1.0%
金銭管理に関する支援	28	0.9%	39	1.2%	29	1.0%
後見申し立ての支援、第三者後見人の紹介等	24	0.8%	20	0.6%	15	0.5%
通訳の確保	6	0.2%	3	0.1%	3	0.1%

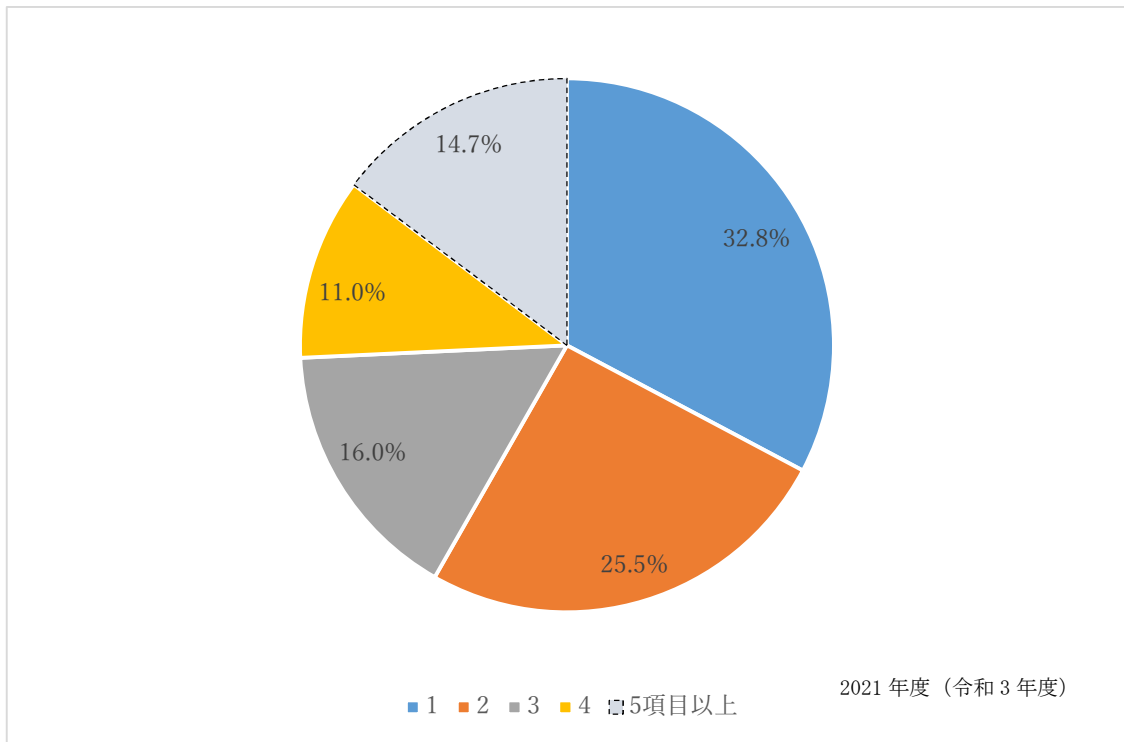
資料：中核地域生活支援センターより提供

(注) 2021年度(令和3年度)の割合上位5つを太字で表記。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- また、相談者の相談内容の項目数の割合では、相談内容の数が5項目以上あった相談者は14.7%と、複数の相談ニーズを抱えている人が多い状況です。(図48)

(図48) 中核地域生活支援センターにおける相談内容の項目数の割合



資料：中核地域生活支援センターより提供

(5) SDGsへの関心の高まり

- 本県が実施した、2020年度（令和2年度）「企業の社会貢献活動等に関する調査の結果について」によると、SDGsの認知・取組については、「SDGsについてある程度知っているが、SDGsを意識した活動・事業は行っていない。」が44.6%と最も多くなりました。
- 一方で、SDGsによる社会貢献活動の意識変化について、10.9%の企業が「SDGsの影響により、社会貢献活動をより積極的に実施するようになった。」、33.0%の企業が「行動に変化はないが、社会貢献活動の意識が高まっている。」、56.1%の企業が「特に変化はない。」との結果となりました。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要



(6) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況

ア 新型コロナウイルス感染症の推移

- 新型コロナウイルス感染症は、2020年（令和2年）1月15日に国内で最初の感染者が、同月30日には本県においても最初の感染者が確認されました。その後、感染者の増加が進んだことから、同年4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、初めて緊急事態宣言が発出される事態となりました。
- その後も感染の拡大と緊急事態宣言の発出が繰り返される中で、ワクチン接種が始まるなど、対策も行われてきましたが、感染力がより強い変異株である「デルタ株」の発生などにより、急激に感染が拡大し、2021年（令和3年）8月下旬には1週間平均の新規感染者数が1,500人を超え（第5波）、病床使用率及び重症病床使用率が80%を超え、救急搬送の困難事例も生じるなど、危機的状況となりました。
- その後は感染者数が減少に転じましたが、更に感染力の強い「オミクロン株」の発生などにより再度急激に感染が拡大し、2022年（令和4年）7月28日には本県の1日当たりの新規感染者数がこれまでの最多となる11,774人となったほか、病床稼働率についても即応病床使用率が70%を超える高い水準が継続しました（第7波）。
- 感染拡大に対し、本県では同年8月4日に「BA.5対策強化宣言」を発出し、県民への基本的な感染対策の再徹底、事業者への業種別ガイドラインの遵守等の要請などを行いました。宣言以降、感染者数は減少傾向にありましたが、同年10月中旬以降、再び増加傾向に転じ、2023年（令和5年）1月7日には1万人（10,180人）を超えました（第8波）。しかし、それ以降、感染者数は減少傾向となり、同年1月末時点で、新規感染者数の1週間平均は約2,400人となり、更に5月7日時点では約470人と大幅に減少しました。
- こうした状況を踏まえ、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられました。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会・経済に大きな影響を及ぼしました。同感染症は「換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面（3つの密）」でリスクがあることが明らかになり、外出・家族友人との対面でのコミュニケーション・対面営業などの自粛、コンサートやイベントの中止・延期、営業時間の制限、学校の臨時休校やオンライン授業の導入、医療現場の負荷の増大、予防接種や健康診断などの延期など社会活動が制限されました。また、感染拡大を防止するためにマスク着用、手洗い、消毒、換気などの行動が求められ、日常生活においても変化が生じました。

- こうした状況において、経済活動の停滞により経済的に困窮する人や、住まいを失うおそれのある人も増加しました。地域福祉施設では、感染予防のために休止や営業時間の短縮、利用制限などが行われたほか、地域福祉従事者も、感染拡大防止のため多大な負担を強いられました。また、社会的距離の確保が求められ、地域住民同士の交流やコミュニティ活動が制限されたことで、地域とのつながりの希薄化が懸念されています。

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、あらゆる世代の人々が様々な困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況となったことから、人と人とのつながりや、地域社会とのつながりの重要性がより一層高まっています。

(7) 先進的な技術の進展（福祉分野でのICT※やロボット、SNSの活用等）

- 近年、インターネットを中心とするICT（情報通信技術）は著しく進化し、コミュニケーション基盤にとどまらず、産業や生活の基盤として欠かせない技術になっています。また、IoT※（モノのインターネット）によりあらゆるものがインターネットでつながり、それを通じて膨大なデータが収集・蓄積され、AI※（人工知能）により解析されるようになってきています。

- 福祉分野でのICTやロボット、SNSの活用等により、質の高いサービスの提供、現場における業務効率化のほか、利用者の利便性の向上などが可能となります。

4 社会福祉法等の改正

(1) 社会福祉法の改正

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されることになり、2021年（令和3年）4月に施行されました。
- また、人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、自らの経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められています。そこで、社会福祉法人間の新たな連携方策として、社会福祉法人を中核とし、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員とする、非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人^{*}」制度が創設されることとなりました。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、こうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。そこで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、2022年（令和4年）5月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、2024年（令和6年）4月に施行されることとなりました。
- 国及び地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが明記され、厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努めることとされました。また、女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体との協働により、困難な問題を抱える女性を支援することとなりました。

(3) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

- 2023年（令和5年）6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し公布されました。我が国における急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を維持しつつ希望を

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することされています。

- 認知症施策の基本理念や、国・地方公共団体等の責務、認知症施策を推進するための計画の策定、基本的施策、認知症施策推進本部の設置などについて明記され、共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていくこととされました。

(4) 障害者の権利に関する条約に関連した法制度の整備

- 2006年（平成18年）12月、国連総会で、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」（略称）が採択されました。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための措置等について定めています。
- 2021年（令和3年）5月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、民間事業者による合理的配慮が義務化されることなどが決まりました。（施行は、2024年（令和6年）4月）
2022年（令和4年）5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要とし、基本理念や関係者の責務等が明記されました。

(5) 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正

- 2022年（令和4年）6月に、児童福祉法等の一部が改正されました。児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設けることになったほか、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司^{*}の任用要件に追加することなどが決まりました。

(6) こども・子育て施策

- 2019年（令和元年）5月に、子ども・子育て支援法の一部が改正されました。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料が、同年10月より無償化されました。また、0歳から2歳までのこどもたちについても、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されました。
- また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、そのための新たな司令塔として、2023年（令和5年）4月1日に、こども家庭庁が創設されました。同時に、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた、こども基本法が施行されました。

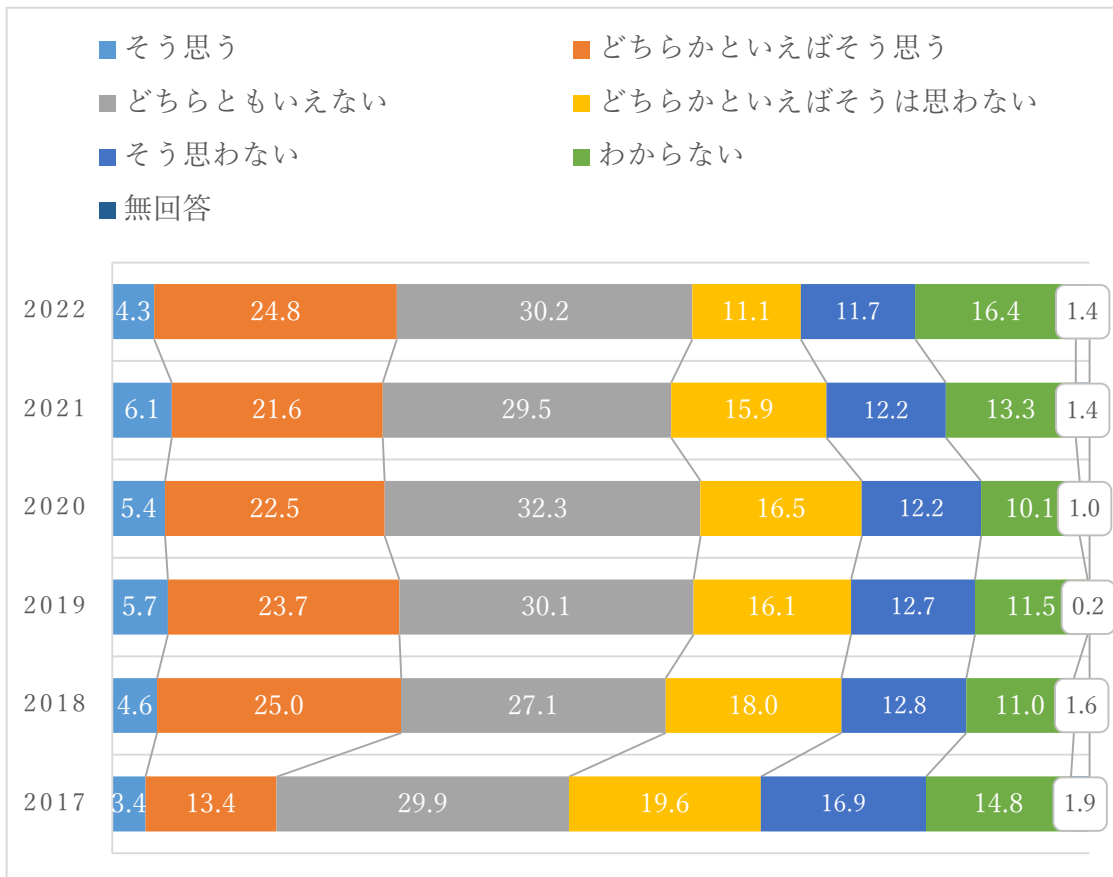
- このほか、2019年（令和元年）6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることや、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進することが、新たに明記されました。また、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課されました。

5 県民の意識・活動状況

- 2022年度（令和4年度）「第63回県政に関する世論調査^{*}」において、安心して暮らせる地域社会づくりについて聞いたところ、「そう思う」（4.3%）と「どちらかといえばそう思う」（24.8%）を合わせた『そう思う』は約3割（29.1%）となっています。一方「どちらかといえばそう思わない」（11.1%）と「そう思わない」（11.7%）を合わせた『そう思わない』は2割を超える（22.8%）結果となっています。（図49）

（図49）「県政に関する世論調査」結果

問：あなたは地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりが進められていると思いますか。



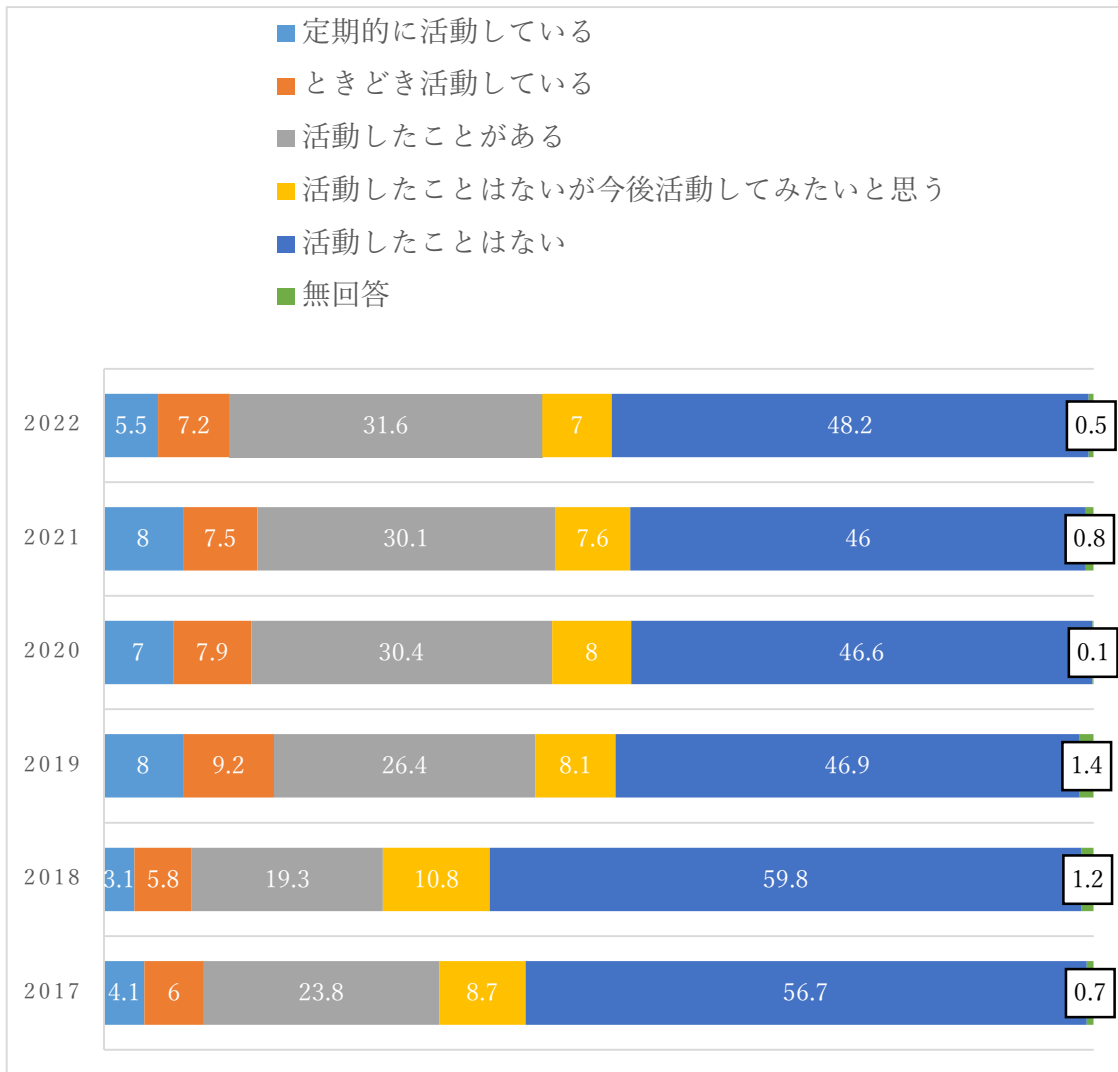
資料：千葉県「県政に関する世論調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- ボランティア活動経験についての質問では「定期的に活動している」「ときどき活動している」「活動したことがある」の3つを合わせた『活動したことがある』は44.2%でした。(図50)

(図50)「県政に関する世論調査」結果

問：あなたはボランティアとして活動したことがありますか。



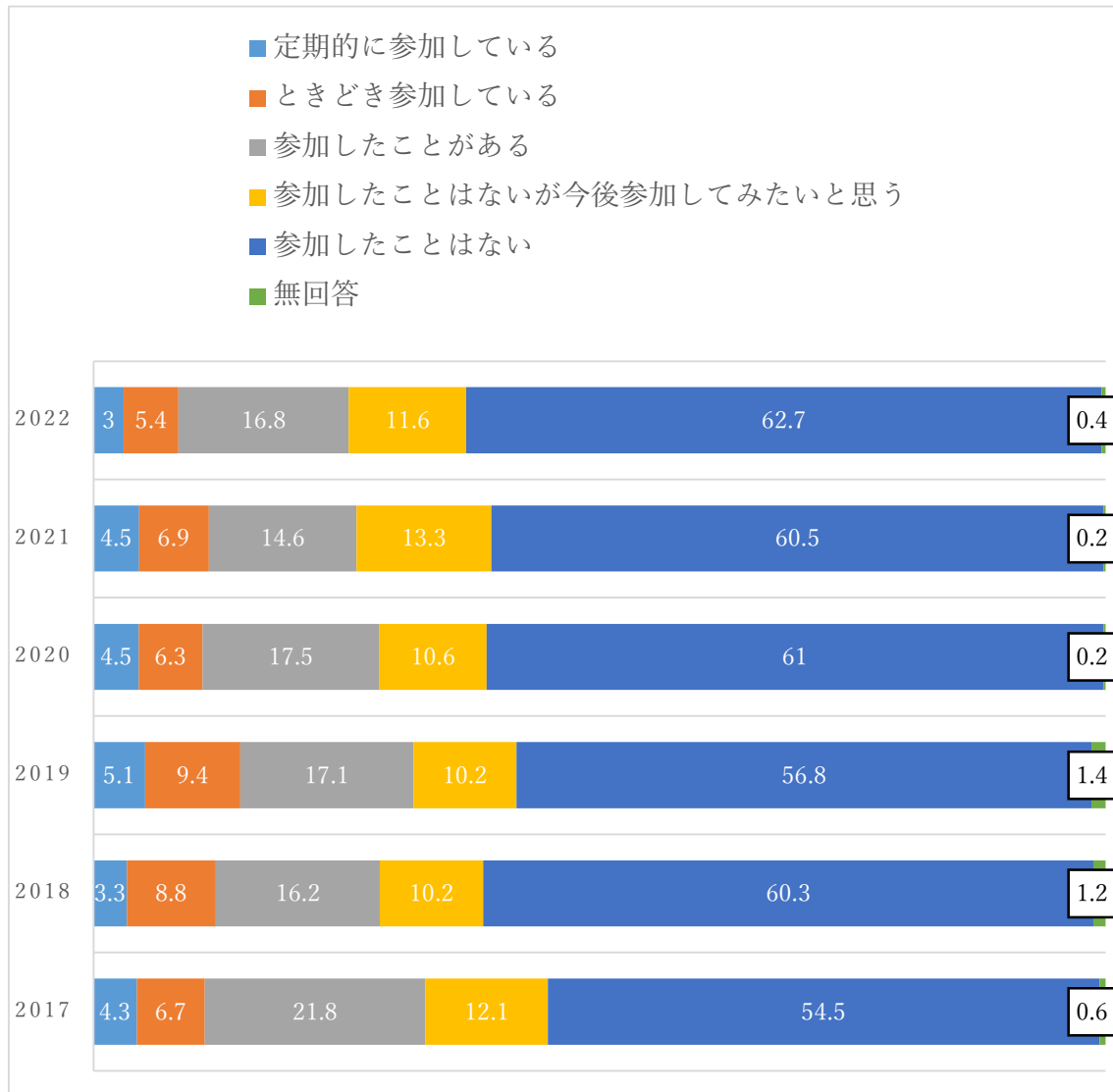
資料：千葉県「県政に関する世論調査」

(注)「ボランティア活動」とは、市民の自発性に基づき地域や社会に貢献する活動(町会・自治会の活動、PTA活動や学校行事の手伝い、こども会の活動、交通安全運動、道路や公園等の清掃なども含む)のことであり、市民活動団体*が行うボランティア活動への参加のみならず、個人として行うものを含むボランティア活動全般を指します。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

○ 市民活動団体の活動への参加経験についての質問では「定期的に参加している」「ときどき参加したことがある」「参加したことがある」を合わせた『参加したことがある』が25.2%となっています。(図5-1)

(図5-1)「県政に関する世論調査」結果
問：市民活動団体の活動に参加したことがありますか。



資料：千葉県「県政に関する世論調査」

6 市町村アンケート結果

○ 第四次千葉県地域福祉支援計画の策定に当たって、県内市町村の地域福祉に係る取組や課題等を把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

- 調査対象 県内54市町村
- 調査方法 ちば電子申請サービスによる調査・回答
- 調査期間 2022年（令和4年）6月29日から7月8日まで

① 市町村地域福祉計画の策定状況について

<地域福祉計画の策定状況>

地域福祉計画を策定した市町村は、54市町村中40市町村（2022年（令和4年）6月30日時点）で、策定率は74.1%でした。（表10）

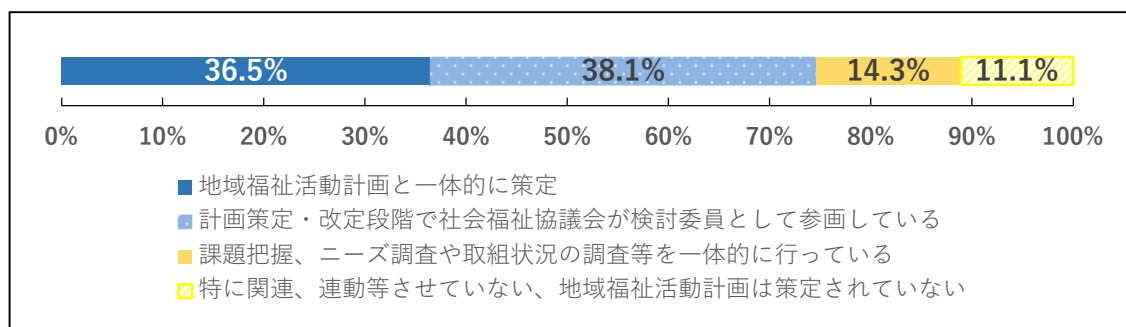
【内訳】 市：86.5%、町村：47.1%

地域福祉推進の重要な役割を担っている市町村社会福祉協議会との連携状況については、計画の策定・改定に当たり、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的策定や検討委員としての参画など、連携を図っている市町村は88.9%に上っています。（図52）

（表10）本県における地域福祉計画策定状況

	策定済み	策定予定	未策定	策定率	策定率* （全国）
市（区）	32	4	1	86.5%	94.4%
町村	8	1	8	47.1%	72.6%
全県	40	5	9	74.1%	82.7%

（図52）地域福祉計画の策定・改定に関する市町村社会福祉協議会との連携状況

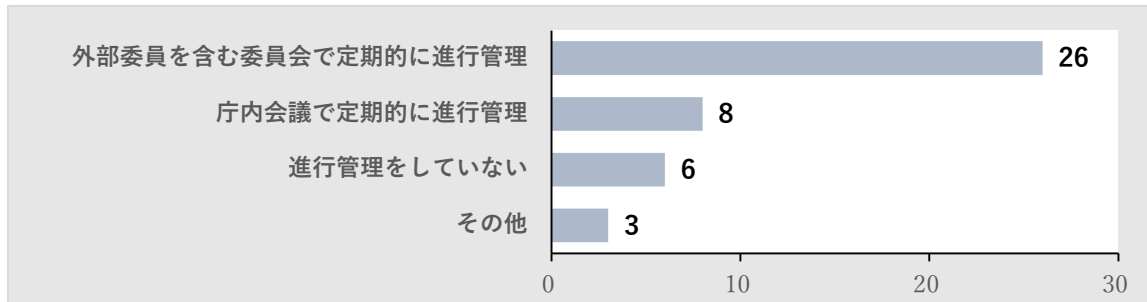


＜地域福祉計画の進行管理＞

地域福祉計画を策定している40市町村のうち、34市町村が外部委員を含めた委員会や庁内会議等により、定期的に計画の進捗管理を行っています。

一方、6市町が計画の進行管理をしていない状況です。(図5-3)

(図5-3) 本県における地域福祉計画の進行管理の状況 (市町村：複数回答)

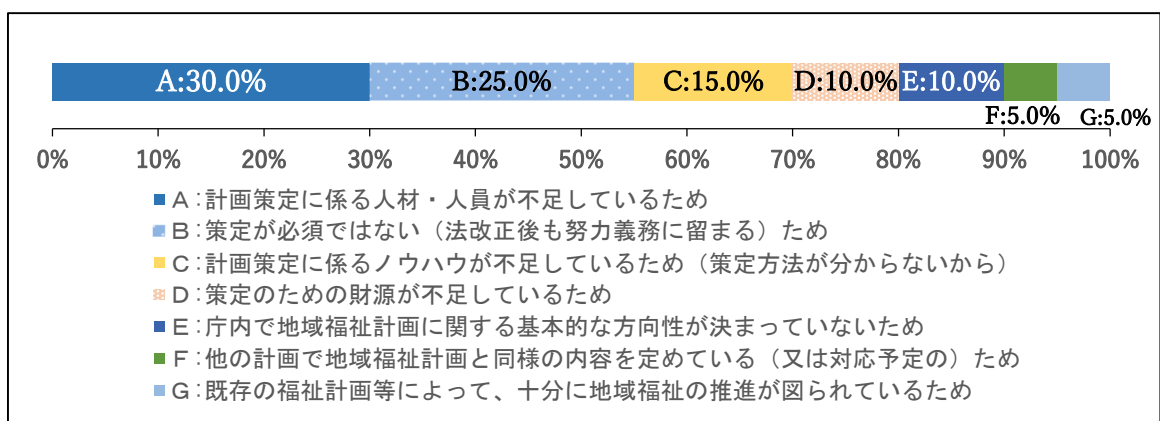


② 市町村地域福祉計画が未策定の市町村の状況について

＜地域福祉計画を策定していない理由＞

地域福祉計画を策定していない14市町村に対し、未策定理由を確認したところ、「計画策定に係る人材・人員が不足している」、「策定が必須ではない（法改正後も努力義務に留まる）ため」などの回答が挙げられました。(図5-4)

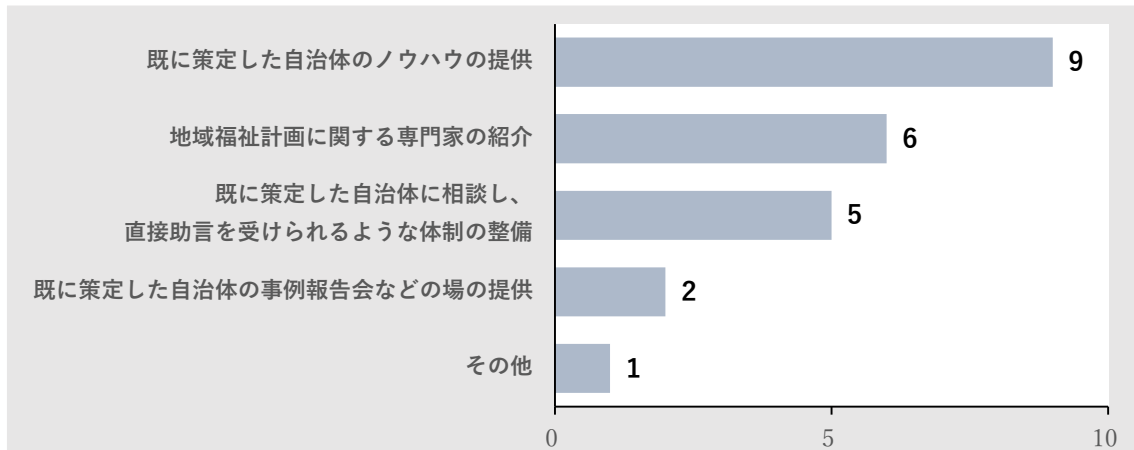
(図5-4) 市町村地域福祉計画を策定していない理由 (未策定市町村：複数回答)



＜地域福祉計画策定のための支援策＞

地域福祉計画を策定していない14市町村に対し、策定に当たっての支援策を確認したところ、「既に策定した自治体のノウハウの提供」の回答が、最も多く挙げられました。（図55）

（図55）市町村地域福祉計画を策定していない理由（未策定市町村：複数回答）

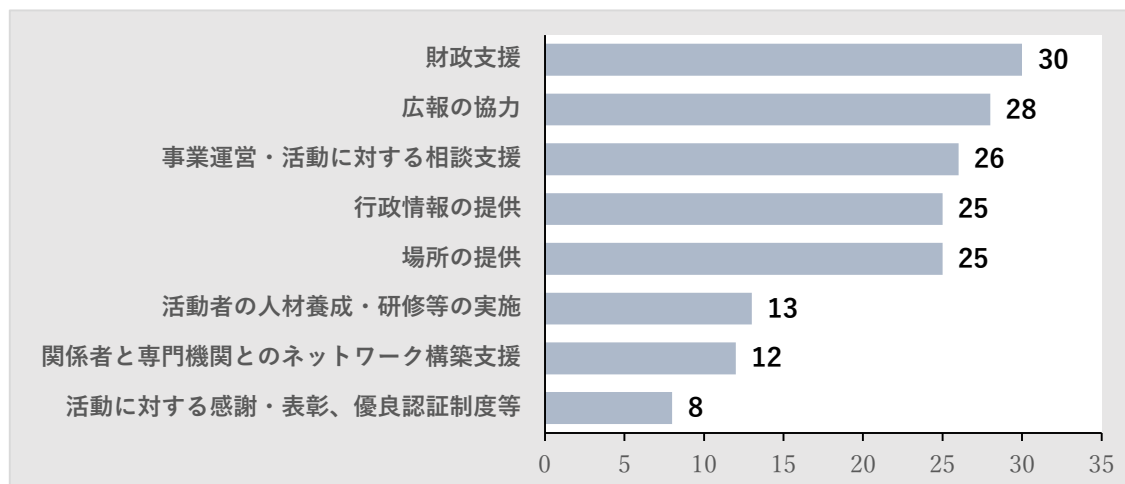


③ 地域福祉の場の促進、担い手づくりについて

＜「居場所」に関する各サービスに対する支援＞

市町村では、NPOやボランティア団体などが実施している居場所の支援について、財政支援（30市町村）、広報の協力（28市町村）などを実施しています。（図56）

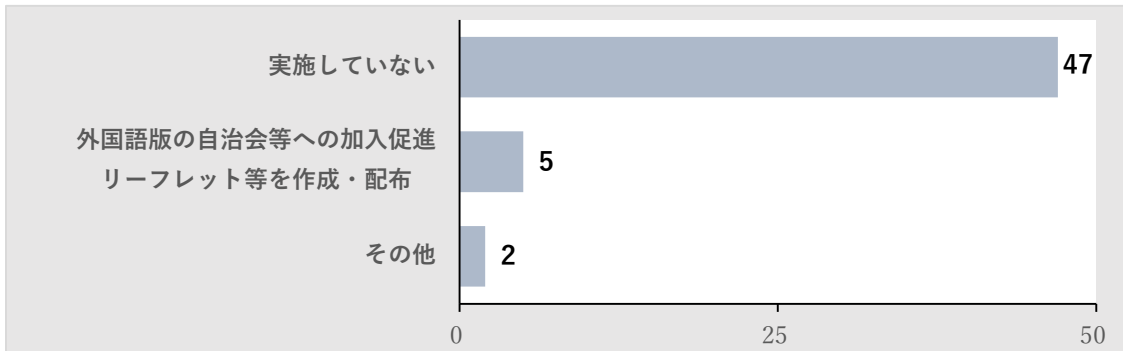
（図56）NPO法人・ボランティア、自治会、コミュニティ協議会等の地域団体、老人クラブ、商工団体等の民間団体が実施している「居場所」（サロン等）に関する各サービスに対し、支援を行っている市町村数（市町村社協・NPO等への委託事業を含む）



＜外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進＞

県内では、162,830人（2021年（令和3年）12月末）の外国人が居住している一方で、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進については、87%（47市町村）が取り組んでいない状況です。（図57）

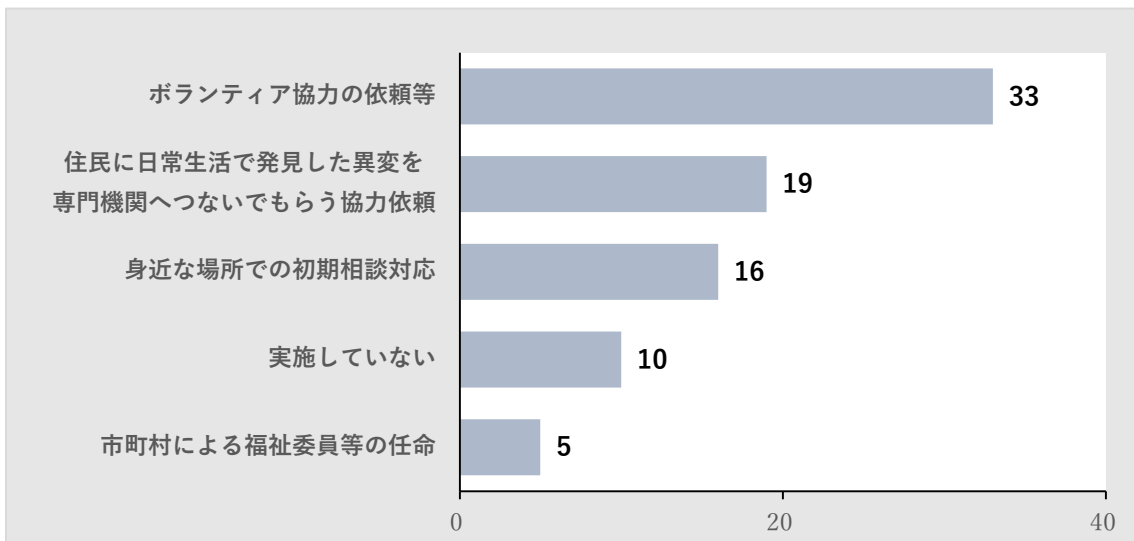
（図57）県内市町村が取り組む、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進の内容



＜地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくり＞

市町村では、地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくりとして、「ボランティア協力の依頼等」や「住民に日常生活で発見した異変を専門機関へつないでもらう協力依頼」などの回答が多く挙げられています。（図58）

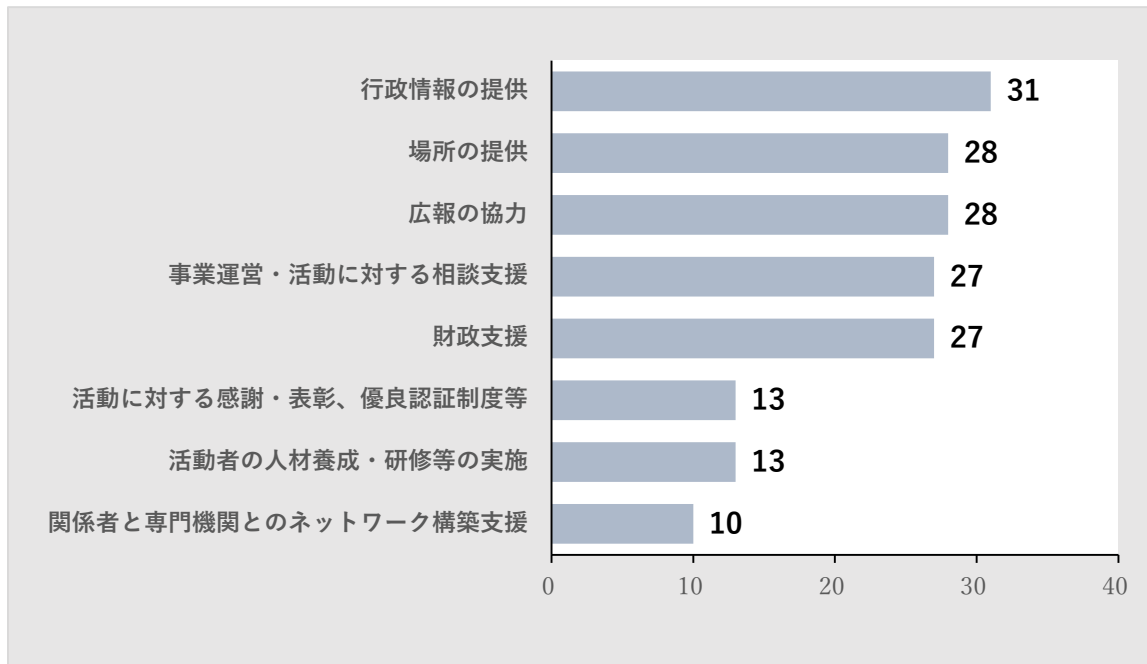
（図58）住民向けに実施している福祉活動等に参画できる事業等の内容（市町村数、複数回答）



＜NPO・ボランティア・自治会等への各支援＞

市町村では、NPO・団体に対して、行政情報の提供、場所の提供、広報の協力、事業運営・活動に対する相談支援、財政支援など様々な支援を実施しています。(図59)

(図59) NPO・ボランティア・自治会等への各支援を行っている市町村数(複数回答)

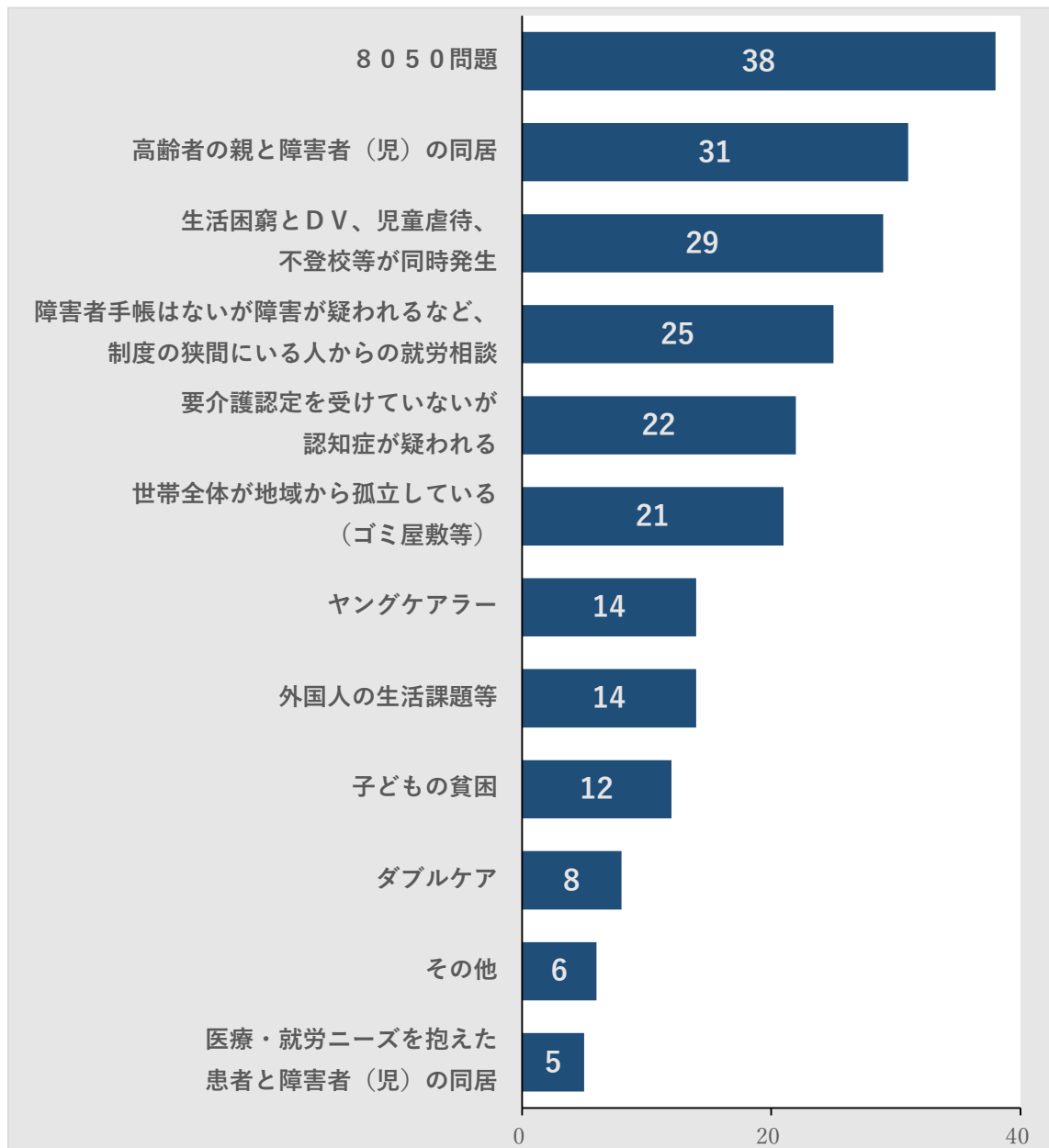


④ 地域福祉に関する課題等について

＜相談が増加している複合課題＞

相談が増加している複合課題としては、いわゆる「8050問題」、「高齢者の親と障害者（児）の同居」、「生活困窮とDV、児童虐待、不登校等が同時発生」、「障害者手帳はないが障害が疑われるなど、制度の狭間にいる人からの就労相談」などの回答が多く挙げられています。（図60）

（図60） 相談が増加している複合課題の内容（市町村数：複数回答）



＜地域福祉に関する課題＞

地域福祉を進める上での課題（1市町村当たり最大5項目選択）としては、以下の順位となっています。（表11）

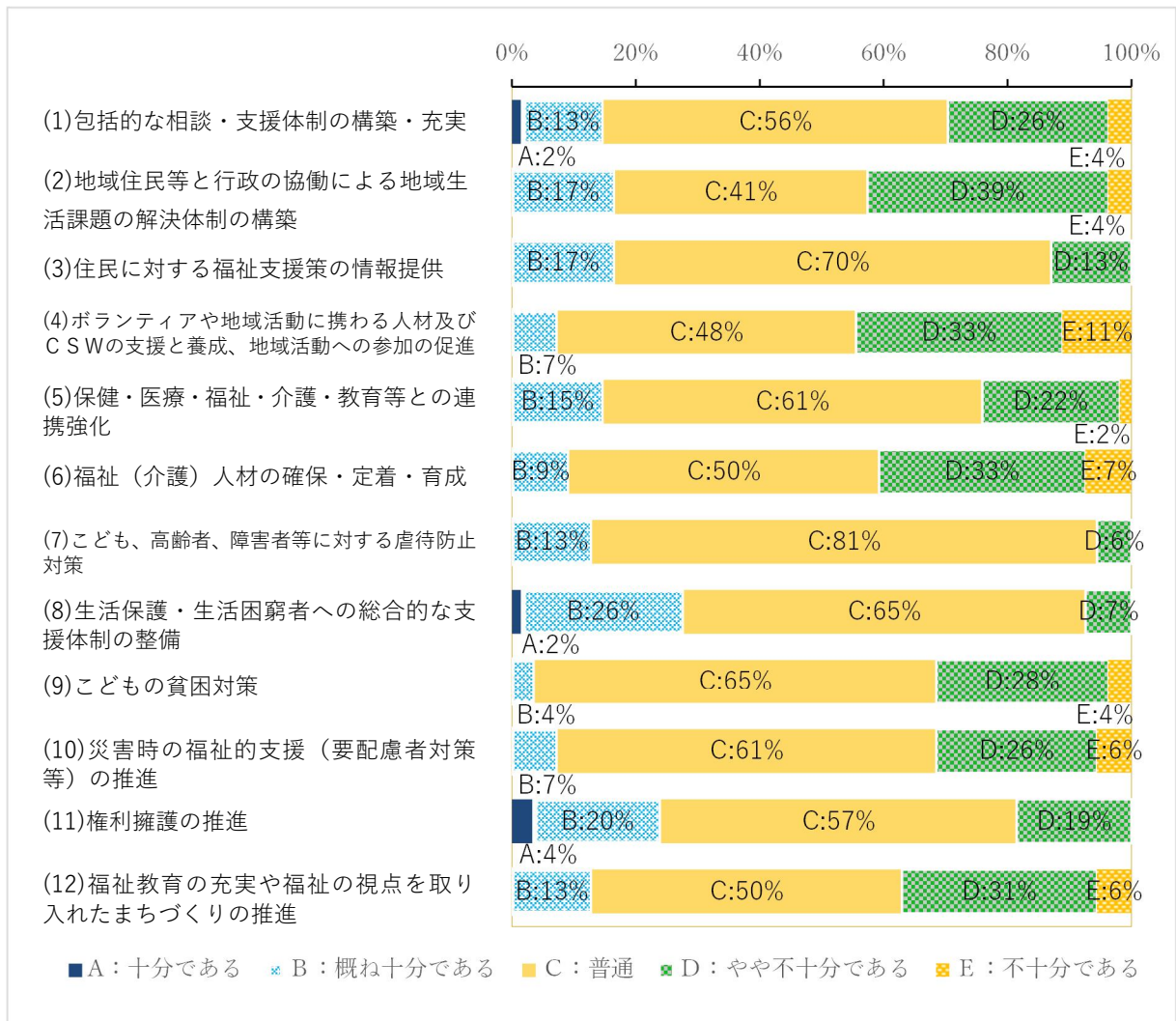
（表11）地域福祉に関する課題（1市町村当たり最大5項目選択）

1	地域福祉を推進する担い手の不足・高齢化・固定化、福祉（介護）人材の確保・定着・育成	70.4% (38/54)
2	包括的な相談・支援体制の構築・充実、地域福祉ネットワークの強化	59.3% (32/54)
3	地域における住民相互のつながりや隣近所の関係の希薄化・強化	53.7% (29/54)
4	複合的な問題を抱えた人・制度の狭間にいる人への支援	50.0% (27/54)
5	災害時の福祉的支援（要配慮者対策等）の推進	35.2% (19/54)
6	生活保護、生活困窮者の増加	33.3% (18/54)
7	孤独・孤立している人、その可能性のある人への支援	20.4% (11/54)
7	地域課題を福祉サービスに結びつける体制整備・多様なサービスが十分連携した総合的な展開	20.4% (11/54)
9	住民参加促進、参加促進体制や制度の整備	16.7% (9/54)
10	こどもの貧困対策	14.8% (8/54)
10	相談窓口や情報窓口の周知など	14.8% (8/54)
12	地域福祉の意識の醸成や福祉教育の充実、福祉の視点を取り入れたまちづくりの推進	13.0% (7/54)
13	権利擁護の推進（成年後見制度*の理解促進等）	11.1% (6/54)
13	虐待防止対策	11.1% (6/54)
15	その他	3.7% (2/54)

＜地域福祉の取組に関する評価＞

市町村が実施している地域福祉の取組に関する自らの評価をみると、「(3) 住民に対する福祉支援策の情報提供」、「(7) こども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策」、「(8) 生活保護・生活困窮者への総合的な支援体制の整備」、「(11) 権利擁護の推進」については、「十分である」、「概ね十分である」、「普通」と答えている割合は、80%を超えています。一方、「(2) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築」、「(4) ボランティアや地域活動に携わる人材及びCSW*の支援と要請、地域活動への参加の促進」、「(6) 福祉（介護）人材の確保・定着・育成」は、「やや不十分である」「不十分である」と答えている割合が高くなっています。（図61）

（図61）市町村による地域福祉に関する取組状況の現状評価



＜地域福祉を進める上で、現在重視している取組＞

地域福祉を進める上で、現在重視している取組（1市町村当たり最大5項目選択）としては、以下の順位となっています。（表12）

（表12）地域福祉を進める上で、現在重視している取組（1市町村当たり最大5項目選択）

1	包括的な相談・支援体制の構築・充実	81.5% (44/54)
2	複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援	46.3% (25/54)
3	地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築	44.4% (24/54)
4	災害時の福祉的支援（要配慮者対策等）の推進	40.7% (22/54)
4	保健・医療・福祉・介護・教育等との連携強化	40.7% (22/54)
6	生活保護・生活困窮者への総合的な支援体制の整備	29.6% (16/54)
7	権利擁護の推進（成年後見制度の理解促進等）	22.2% (12/54)
8	子ども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策	18.5% (10/54)
8	ボランティアや地域活動に携わる人材及びCSWの支援と養成、地域活動への参加の促進	18.5% (10/54)
10	地域福祉の意識の醸成や福祉教育の充実、福祉の視点を取り入れたまちづくりの推進	16.7% (9/54)
11	福祉（介護）人材の確保・定着・育成	14.8% (8/54)
12	孤独・孤立対策	11.1% (6/54)
13	子どもの貧困対策	9.3% (5/54)
14	住民に対する福祉支援策の情報提供	7.4% (4/54)

⑤ 県に対する要望、意見等について

○ 県に重点的、積極的な取組を期待する施策等

県に期待する施策等（1市町村当たり最大5項目選択）は、以下の順位となっています。（表13）

（表13）県に重点的、積極的な取組を期待する施策等（1市町村当たり最大5項目選択）

1	複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援	55.6% (30/54)
2	包括的な相談・支援体制の構築・充実	53.7% (29/54)
3	福祉（介護）人材の確保・定着・育成	38.9% (21/54)
4	ボランティアや地域活動に携わる人材及びCSWの支援と養成、地域活動への参加の促進	33.3% (18/54)
5	保健・医療・福祉・介護・教育等との連携強化	31.5% (17/54)
5	災害時の福祉的支援（要配慮者対策等）の推進	31.5% (17/54)
7	孤独・孤立対策	27.8% (15/54)
8	生活保護・生活困窮者への総合的な支援体制の整備	24.1% (13/54)
9	こどもの貧困対策	22.2% (12/54)
9	地域福祉の意識の醸成や福祉教育の充実、福祉の視点を取り入れたまちづくりの推進	22.2% (12/54)
9	住民に対する福祉支援策の情報提供	22.2% (12/54)
12	地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築	20.4% (11/54)
12	権利擁護の推進	20.4% (11/54)
14	子ども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策	18.5% (10/54)
15	その他	3.7% (2/54)

○ 県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等に関する意見

県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等について、次のような意見等が寄せられています。

(文章は一部加工しています。)

- ア 複雑化、複合化する課題に対する支援を望む。
- イ 福祉現場で働く支援員のスキルアップ(研修、認知度・障害の理解など)を目指す取組を充実していただきたい。
- ウ 少子高齢化が進展し、ボランティア活動等の担い手不足が顕著となっており、広域自治体としての視点から、今後の方向性を提示いただきたい。
- エ 世代に限らず一人暮らし世帯の増加が顕著になっている。地域や地縁の希薄化が進行するなど、住民の孤立化・孤独化がみられる。また、定年後も仕事の継続者がいることで、日中独居となる高齢者やこどもの存在につながると思われる。このような中で、自治会や民生委員等の活動や、なり手が無いことは、今後の地域活動にも懸念がある。
- オ 重層的支援体制整備事業に関わる情報提供や支援策について、計画内に盛り込んでいただけるとよいと考える。また、県内の重層的支援体制整備事業の取組状況を取りまとめ、ホームページ等で公表いただきたい。

⑥ 中核地域生活支援センターに対する期待すること等に関する意見について

中核地域生活支援センターに対する期待すること等に関して、次のような意見等が寄せられています。

(文章は一部加工しています。)

ア 障害者からの様々な相談に応じていただけるよう、今後も継続(24時間相談窓口の継続)をお願いしたい。

イ 24時間、365日体制で、年齢や心身状況に関わりなく対応くださる中核地域生活支援センターの存在は大変心強く、高齢者虐待における養護者支援をはじめ、様々なケースで連携させていただきたい。

ウ 地域における中核的な相談機関として、24時間365日体制の強みを生かした総合相談業務を継続してお願いする。また、複合的な課題を持つ又は制度の狭間にいる相談者に対し、中心的な立ち位置で関わってもらえると良い。

エ 他市と連携すべきケースにおいて、同圏域を担当する中核地域生活支援センターにつないでいただいたこともあった。複数の市町村をエリアに活動されているため、支援において、広い視点での意見や提案、助言等をいただけることに期待する。

オ 中核地域生活支援センターが支援しているケースについて、他の機関と情報共有できる機会を増やすことが重要だと考える。

カ 中核地域生活支援センター事業を県が実施することで、他機関や他市町村にまたがる課題やケースを包括的連携の中で対応できている。引き続き継続していただきたい。

キ 地域福祉計画の推進や、その他の会議等において平素から連携を図っている。引き続き協力いただきたい。

ク 長期に及ぶ相談も多いため、人材の定着が相談者からも望まれる。定着に向け、県には十分な運営費の裏付けをお願いする。

ケ 複合的な課題のある世帯や、制度につながらず何らかの支援の必要がある人が増えているため、人員増を要望する。

コ 当市にも設置してほしい。市民にとっては、他市にあるため利用しづらいのではないかと。もっと市と連携できると良い。

サ ホームレス・DV対策等として、市単独で実施するほど件数は多くないが、一定の必要性がある一時生活支援事業の実施及び充実をしていただきたい。

シ 広域でもできる事業(一時生活支援事業等)を中核の圏域で受けてほしい。

ス 自治体の重層的支援体制整備事業の推進に係る支援や刑余者等の社会復帰支援をいただきたい。

セ 中核地域生活支援センターは包括的な相談窓口の基幹とも言えるが、圏域に対して職員体制が整っているとは言えず、十分に活用できていると

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

は言えない状況である。社会福祉法の改正や重層的支援体制整備事業の創設などに伴って、市町村における包括的な支援体制が求められている中、県として、中核地域生活支援センターの役割と市町村に求めていくものをどのように考えているのか、示していただきたい。

ソ 令和4年度から「重層的支援体制整備事業」を導入するが、本事業の中心的役割を担う市の機関と中核地域生活支援センターとの間での情報共有や研修などを通じ、より連携した動きがとれると良いと考える。

⑦ 孤独・孤立対策に係る施策に関する意見について

孤独・孤立対策に係る施策について、次のような意見等が寄せられています。(文章は一部加工しています。)

- ア 当事者の発信力の弱さを感じている中で、当事者がいかに危機的な状況下に置かれているか、発見することが難しいと感じている。県や市町村間におけるケースの取組事例などの共有などが必要である。
- イ 調査方法をはじめ実態の把握をすることが難しい課題であるので、県内や全国の取組事例などについて、集約・情報提供がされると、今後の施策を推進する上で参考となる。
- ウ 地域になじめない人、地域から孤立し、排除される人への対応として、地域から離れた所での相談窓口（広域対応）が必要であると考えます。
- エ 広域的な支援のプラットフォームの形成が必要。
- オ SNS相談などの実施が必要。
- カ 県内自治体の先事例などを基に、今後の方向性を御教示いただきたい。
- キ 精神疾患疑いのひきこもりの状態にある人で、自宅から出られない人に、訪問診療をしてくれる（医師の派遣）サービスが必要。